

平成18年 第1回(定例)由布市議会会議録(第2日)

平成18年3月7日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成18年3月7日 午前10時00分開議

- 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「大分県交通災害共済組合規約の一部改正」
- 日程第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市一般会計補正予算(第1号)について」
- 日程第3 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第4 議案第2号 挾間町敬老年金条例の廃止について
- 日程第5 議案第3号 庄内町長寿敬老年金条例の廃止について
- 日程第6 議案第4号 庄内町長寿祝金給付条例の廃止について
- 日程第7 議案第5号 湯布院町敬老年金及び誕生祝金条例の廃止について
- 日程第8 議案第6号 挾間町身体障害者福祉年金条例の廃止について
- 日程第9 議案第7号 庄内町身体障害者年金条例の廃止について
- 日程第10 議案第8号 湯布院町障害福祉年金手当条例の廃止について
- 日程第11 議案第10号 由布市ふるさと水と土保全基金条例の廃止について
- 日程第12 議案第11号 由布市長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第12号 由布市国民保護協議会条例の制定について
- 日程第14 議案第13号 由布市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第15 議案第14号 由布市下湯平共同温泉条例の制定について
- 日程第16 議案第15号 由布市乙丸温泉館条例の制定について
- 日程第17 議案第16号 由布市湯平温泉事務所条例の制定について
- 日程第18 議案第17号 由布市乙丸地区公民館条例の制定について
- 日程第19 議案第18号 由布市湯平ふれあいホール条例の制定について
- 日程第20 議案第19号 由布市庄内口ノ原ふれあい広場条例の制定について
- 日程第21 議案第20号 由布市挾間ふれあいプラザ条例の制定について
- 日程第22 議案第21号 由布市みことピア条例の制定について
- 日程第23 議案第22号 由布市老人福祉施設条例の制定について

- 日程第24 議案第23号 由布市湯布院福祉センター条例の制定について
- 日程第25 議案第24号 由布市老人福祉センター条例の制定について
- 日程第26 議案第25号 由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の制定について
- 日程第27 議案第26号 由布市陣屋の村自然活用施設条例の制定について
- 日程第28 議案第27号 由布市長期滞在施設条例の制定について
- 日程第29 議案第28号 由布市庄内構造改善センター条例の制定について
- 日程第30 議案第29号 由布市庄内農産加工センター条例の制定について
- 日程第31 議案第30号 由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」条例の制定について
- 日程第32 議案第31号 由布市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の制定について
- 日程第33 議案第32号 由布市奨学資金に関する条例の制定について
- 日程第34 議案第33号 由布市教育奨学資金基金に関する条例の制定について
- 日程第35 議案第34号 由布市優良基礎牛貸付基金条例の制定について
- 日程第36 議案第35号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第37 議案第36号 由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第38 議案第37号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第39 議案第38号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第40 議案第39号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第41 議案第40号 由布市母子家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第42 議案第41号 由布市保健センター条例の一部改正について
- 日程第43 議案第42号 由布市公民館条例の一部改正について
- 日程第44 議案第43号 由布市特別会計条例の一部改正について
- 日程第45 議案第44号 由布市農業施設条例の一部改正について
- 日程第46 議案第45号 市道の路線認定について
- 日程第47 議案第46号 事務の委託協議について「大分市」
- 日程第48 議案第47号 事務の委託協議について「別府市」
- 日程第49 議案第48号 事務の委託協議について「杵築市」
- 日程第50 議案第49号 事務の委託協議について「九重町」
- 日程第51 議案第50号 大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減について
- 日程第52 議案第51号 大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合規約の変更について

- 日程第53 議案第52号 大分県消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合規約の変更について
- 日程第54 議案第53号 大分県交通災害共済組合規約の一部変更について
- 日程第55 議案第54号 平成17年度由布市一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第56 議案第55号 平成17年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第57 議案第56号 平成17年度由布市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第58 議案第57号 平成17年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第59 議案第58号 平成17年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第60 議案第59号 平成18年度由布市一般会計について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「大分県交通災害共済組合規約の一部改正」
- 日程第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市一般会計補正予算(第1号)について」
- 日程第3 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第4 議案第2号 挾間町敬老年金条例の廃止について
- 日程第5 議案第3号 庄内町長寿敬老年金条例の廃止について
- 日程第6 議案第4号 庄内町長寿祝金給付条例の廃止について
- 日程第7 議案第5号 湯布院町敬老年金及び誕生祝金条例の廃止について
- 日程第8 議案第6号 挾間町身体障害者福祉年金条例の廃止について
- 日程第9 議案第7号 庄内町身体障害者年金条例の廃止について
- 日程第10 議案第8号 湯布院町障害福祉年金手当条例の廃止について
- 日程第11 議案第10号 由布市ふるさと水と土保全基金条例の廃止について
- 日程第12 議案第11号 由布市長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第12号 由布市国民保護協議会条例の制定について
- 日程第14 議案第13号 由布市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第15 議案第14号 由布市下湯平共同温泉条例の制定について
- 日程第16 議案第15号 由布市乙丸温泉館条例の制定について

- 日程第17 議案第16号 由布市湯平温泉事務所条例の制定について
- 日程第18 議案第17号 由布市乙丸地区公民館条例の制定について
- 日程第19 議案第18号 由布市湯平ふれあいホール条例の制定について
- 日程第20 議案第19号 由布市庄内口ノ原ふれあい広場条例の制定について
- 日程第21 議案第20号 由布市挾間ふれあいプラザ条例の制定について
- 日程第22 議案第21号 由布市みことピア条例の制定について
- 日程第23 議案第22号 由布市老人福祉施設条例の制定について
- 日程第24 議案第23号 由布市湯布院福祉センター条例の制定について
- 日程第25 議案第24号 由布市老人福祉センター条例の制定について
- 日程第26 議案第25号 由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の制定について
- 日程第27 議案第26号 由布市陣屋の村自然活用施設条例の制定について
- 日程第28 議案第27号 由布市長期滞在施設条例の制定について
- 日程第29 議案第28号 由布市庄内構造改善センター条例の制定について
- 日程第30 議案第29号 由布市庄内農産加工センター条例の制定について
- 日程第31 議案第30号 由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」条例の制定について
- 日程第32 議案第31号 由布市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の制定について
- 日程第33 議案第32号 由布市奨学資金に関する条例の制定について
- 日程第34 議案第33号 由布市教育奨学資金基金に関する条例の制定について
- 日程第35 議案第34号 由布市優良基礎牛貸付基金条例の制定について
- 日程第36 議案第35号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第37 議案第36号 由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第38 議案第37号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第39 議案第38号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第40 議案第39号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第41 議案第40号 由布市母子家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第42 議案第41号 由布市保健センター条例の一部改正について
- 日程第43 議案第42号 由布市公民館条例の一部改正について
- 日程第44 議案第43号 由布市特別会計条例の一部改正について
- 日程第45 議案第44号 由布市農業施設条例の一部改正について
- 日程第46 議案第45号 市道の路線認定について
- 日程第47 議案第46号 事務の委託協議について「大分市」

- 日程第48 議案第47号 事務の委託協議について「別府市」
- 日程第49 議案第48号 事務の委託協議について「杵築市」
- 日程第50 議案第49号 事務の委託協議について「九重町」
- 日程第51 議案第50号 大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減について
- 日程第52 議案第51号 大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合理約の変更について
- 日程第53 議案第52号 大分県消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合理約の変更について
- 日程第54 議案第53号 大分県交通災害共済組合理約の一部変更について
- 日程第55 議案第54号 平成17年度由布市一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第56 議案第55号 平成17年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第57 議案第56号 平成17年度由布市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第58 議案第57号 平成17年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第59 議案第58号 平成17年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第60 議案第59号 平成18年度由布市一般会計について

出席議員(26名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 小林華弥子君 | 2番 高橋 義孝君 |
| 3番 立川 剛志君 | 4番 新井 一徳君 |
| 5番 佐藤 郁夫君 | 6番 佐藤 友信君 |
| 7番 溝口 泰章君 | 8番 西郡 均君 |
| 9番 淵野けさ子君 | 10番 太田 正美君 |
| 11番 二宮 英俊君 | 12番 藤柴 厚才君 |
| 13番 佐藤 正君 | 14番 江藤 明彦君 |
| 15番 佐藤 人巳君 | 16番 田中真理子君 |
| 17番 利光 直人君 | 18番 小野二三人君 |
| 19番 吉村 幸治君 | 20番 工藤 安雄君 |
| 21番 丹生 文雄君 | 22番 三重野精二君 |
| 23番 生野 征平君 | 24番 山村 博司君 |

午前10時00分開議

議長（後藤 憲次君） 皆さん、おはようございます。本日も審議方、よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は26人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、助役、教育長、各部課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第2号により、去る3月2日の本会議において上程されました各議案の質疑を行います。

なお、発言につきましては、質疑、答弁とも簡潔にお願いをいたします。

日程第1．報告第1号

議長（後藤 憲次君） まず、日程第1、報告第1号平成18年度財団法人陣屋の村の事業計画を説明する書類の提出についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 報告1号18年度財団法人陣屋の村事業計画の報告書内容についてお伺ひいたします。

別紙の1ページ目の冒頭の文章の部分なんですけど、陣屋の村の事業計画の中に、最後の方、由布市より示される指定管理者制度についても本財団として事業計画を策定し、申請を行うというふうにあります。今議会に上がっている陣屋の村を指定管理者制度に移行するという部分に絡んでいると思うんですけど、これを前提として、その後なんですけれども、平成18年度の財団法人陣屋の村は平成18年8月31日までとすると書いてあります。この意味を教えてください。8月31日で財団法人をなくすという意味なのか、あるいは指定管理者制度に申請を行うということがこの計画書に書いてあるということの意味を教えてください。

もう一点が、1枚めくりまして別紙2、18年度の収支予算ですが、収入の部分の中で、第4項事業補助金収入が47万3,000円上がっております。これと一般会計の予算と見比べると、市から出している補助金額と合わないのですが、そこはどうなっているのか。

同じく、下の2款の借入金収入というのも1,700万円上がっておりますけれども、市からの貸付金は700万円しか出しておりませんが、それ以外はどこからこれ借入金を収入に見込んでいるのか、その2点をお伺ひいたします。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 農政課長です。1番議員さんにお答えをいたします。

まず、最初の18年8月31日までとすることですが、指定管理者制度に伴う

ところの事柄でございまして、市の方が指定管理者制度を発足させるために、9月から移行するわけでございますので、8月31日までの計画書を出してほしいという要望をいたしております。財団法人陣屋の村は、このまま継続をしましてまいります。指定管理者制度の時点で、財団法人陣屋の村の方から要望があるというふうにとらえております。

次に、1ページ目の第4項事業補助金収入47万3,000円でございますけれども、この分につきまして、すっきりしてない部分があるわけなんでございまして、事業収入の分につきましては、土の子少年団とか緑の少年団の、そういう委託業務に対しましての補助金収入でございまして、ふれあい農園等の管理人の委託料などは一般会計の中から支出をしているものでございます。

それから、借入金収入でございますけれども、1,700万円とありますが、市の方から700万円を借り入れまして、運転資金でやっているわけなんですけれども、それで足りない分を1,000万円、市中銀行から財団法人が借りて、運転資金として使っているということの中身でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 3点目はわかりました。前の2つについて、重ねてお伺いします。

今回の事業計画案は、8月31日までの分だけの事業計画案ということで出されているということでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 1番議員にお答えいたします。

質問のとおりでございまして、継続をいたします。指定管理者制度になりましたら、財団法人陣屋の村も要望書を出していくということでございます。

議長（後藤 憲次君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） この件については、指定管理者制度の議案のときに重ねて御質問します。

もう一点、事業補助金収入についてですが、これもちょっと一般会計と関連はするんですが、先に申し上げますと、今回の一般会計から陣屋の村への補助金72万3,000円出しているんですね。だけれども、こちらの陣屋の村側の補助金収入は47万3,000円しか上がっていないということの数字の整合性がついていないと思うんですが、ここの説明をもう一度お願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 8月31日までということでございまして、事業をできる部分とで

きない部分があるかと思えます。そういう判断で、47万3,000円というものを出していると思えます。一般会計の予算では、1年間通しての予算を計上させていただいているところでございます。

議長（後藤 憲次君） ほかに。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 地方自治法第243条の3第2項の規定により、財団法人陣屋の村の事業計画を説明する書類ということですが、これは総務課にお尋ねしたいんですけども、同じ条文で、挾間町の場合は土地開発公社も議会に事業計画が上げられていたんですけども、それが全く見られないので、一体どういうことなのかということをもつ。

それと、先ほどの同僚議員の中で、答弁で市が8月末までの事業計画を出させたなんちゅうことを言っていましたけれども、あってあられん話ですよ。本来、財団法人は定款に基づいて、1年間の事業計画を定めて事業をするようになっているんですから、市が8月末まででいいですよなんていうことで事業計画を出させて、また財団法人がそれにぬけぬけと、「はい、そうしましょう」ちゅうて出したところが、理事長は何を考えておるのかと私は思うんですけども、そこ辺に問題がないのかどうか、いま一度、御回答いただきたいというふうに思います。

それと、今の財団法人の理事者の氏名、民間人はいいいです。由布市の幹部が名前を連ねているなら、その幹部の名前をきちっと報告していただきたいと思えます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） おはようございます。総務課長の篠田です。8番議員の御質問にお答えいたします。

土地開発公社の17年度の報告につきましては、大変作業がちょっとおくれておまして、議会運営委員会の日にちに理事会が開催されました。そういうことで、当初、議案として上げることができずに、追加提案ということでお願いをいたしたいということで、今、計画しております。よろしく願いいたします。

以上です。

農政課長（平野 直人君） 農政課長です。8番議員さんにお答えをいたします。

まず、8月31日というのではなくして、1年間の計画でないとおかしいんじゃないかということですが、市といたしまして、管理委託契約を8月31日ということに定めているわけございまして、その後、管理委託契約を結びたいというふうに考えております。

それから、市の幹部が財団法人陣屋の村の理事としてだれが座っているかということですが、二ノ宮振興局長と私でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 市が8月31日までの管理委託契約にしているというのは、契約書をぜひ提出していただきたいというふうに思います。

それと、それ以降について、指定管理者の約束をしていないと、こういうことはできないんですよね。それにかかわる約束がどういう形でされているのか、それだけお答えください。書類は後でいいですけども、そういうことがないと、事業計画が8月31日までで、これを出すなんちゅうことは通らん話なので、そういう約束がされているのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 8番議員さんにお答えします。

そういう約束はしておりません。あくまで管理委託制度に移行するわけでございますので、もちろん財団法人陣屋の村の方もそれに対して要望を出してくるわけでございますが、当面、8月末までの計画書ということをお願いをしているところでございます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 最後に言わせてもらえば、陣屋の村については旧町時代から懸案事項で、非常にお荷物扱いされている物件であります。したがって、財団法人陣屋の村で引き続きやるかどうかなどというものをやっぱりきちっと議論して、そして一体この場でどうしたらいいのかということのを改めて仕切り直しして、指定管理者も広く公募して、本当に妥当な方向でこれを解決するという立場に立たないと、とりあえず名前だけ変えて何とか出発したらいいんだというのは、何年か前、財団法人と変えただけの話と同じことなんですよ。そういう点でいえば、根本的にちょっと欠落しているような感じがするので、改めて、これは付託になるんでしょう。当該の常任委員会できちんと議論して、結論を出してほしいというふうに思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

日程第2・承認第1号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第2、承認第1号専決処分の承認を求めることについて「大分県交通災害共済組合規約の一部改正について」を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 大分県の交通災害共済組合、こういう一部事務組合というんですか、県の関係する事務組合について、挟間町の時代に、いわゆる許可年月日や、あるいは許可番

号、それらをめぐって非常にいいかげんな処理がされていた。要するに、事務組合側がですよ。それで、挾間町の方から、やっぱきちっとした書類をつくるようにということをお願いをしてきました。

お尋ねしますけども、今度の専決処分の前に、由布市の専決処分がありますよね。その件に関しては前の質疑の中で、許可番号や、そういう今段階の規約については後で出しますというふうに言われていたんですけども、いまだにもらってないんですよ。それで、由布市にかかわる部分の許可番号と、現在の専決にかかわる物件の許可番号、できれば県知事の許可証の写し、それと現在の規約が今手元に欲しいわけなんですけども、準備しておれば、そのままで口頭で結構ですから、御報告をお願いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長でございます。

まず、杵築市と由布市が加入をいたしました。そのときの許可番号でございますが、指令地行第1010号というような形で、許可月日が17年の10月1日でございます。それから、今回の別府市の加入であります。指令地行第1713号で、18年の2月1日が許可日でございます。その他につきましては、また後ほど差し上げたいと思います。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

日程第3．承認第2号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第3、承認第2号専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市一般会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 承認第2号専決処分の承認を求めることについての議案書に専決理由が書いておりませんので、専決理由を教えてください。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 大変申しわけありませんでした。この補正予算の専決処分につきましては、歳出をごらんいただきたいと思いますが、職員の共済組合の納付金の予算計上をいたしております。実は、暫定予算で1億7,504万6,000円を計上しておりました。12月の定例会で提案いたしました本予算のときに、担当が単純なミスで、10月から3月までの6カ月分の計上をいたして12月の本予算を提案したということで、これによりまして期末勤勉手当の分が欠落していたということで、予算が不足したということで、負担金の納付に不足を生じたとい

うことで、専決をさせていただいたということでございます。事務処理上、大変こんなミスをしてしまいまして、大変申しわけなく思っております。今後、十分気をつけてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 事務処理のミスもさることながら、専決処分については専決理由を必ず書いていただきたいと思えます。専決処分というのは、本来、議会の権限を特別に首長がかわってやるということなんです。専決理由が最近問題になっております。単に暇がないためということだけで、どんどん専決をされるようでは問題になりますので、専決処分をやることについては必ず専決理由を書いていただきたいということなんです。

以上で、説明で専決理由はわかりましたけれども、今後よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 以上で通告による質疑は終わりましたが、ほかに。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） いわゆる、今、同僚議員の質問の中で、専決処分書そのものがないんですよ。だから、それは以後気をつけますじゃなくて、今定例会中にきちっと出していただきたいと思えます。

そして、問題はこの中の、これ初めてなんですけども、補正予算とは一体何かということがこれ私わからなくなっただけですよ。1ページを開いてください。かがみは何か訂正したみたいですけども、1ページの補正前予算額、補正予算額、計となっています。あとの歳出のところも、補正前予算額、補正予算額となっています。いわゆる既決予算がありますよね。本来、当初予算だけでやりなさいというのが法律なんです。そして、補正することができるんですよ。その補正とは何かといったら、既決予算に増減、追加、減額して補正予算を組みなさい、調整しなさいとなっているんですよ。だから、補正予算というのは補正額のことじゃなくて、予算そのものことなんです。どこで一体こんな勘違いをして予算を組んでいるんですか、どこの町ですか。補正予算額が補正額だけをあらわすなんていうのは、今までの行政用語の中にはないはずですよ。

行政に詳しい振興局長、それぞれおられますけども、1人ずつ、補正予算でいいのかどうか、ちょっとお尋ねします。

議長（後藤 憲次君） 休憩とりましょうか。いいですか。 休憩します。

午前10時25分休憩

.....
午前10時35分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

申し遅れましたが、湯布院の振興局長が本日は市長代理で会議に出席しておりますので、欠席届が出ております。

それでは、答弁、どうぞ。

財政課長（米野 啓治君） 8番議員にお答えいたします。

予算書の1ページの補正前予算額、それから補正予算額、計となっておりますが、今までの形でございましたら、補正前の額、補正額、計が正しいかと思いますが、いろいろ協議した結果、補正予算額が別に悪いのではないと思うんですが、その辺またちょっと確かめて、悪ければ訂正いたしたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 思いを言ってもらっては困るんですね。地方自治法の何条によって、こういう形になっていますという法的根拠を明らかにして、あるいは規則や附則の中に書式なんかもあるわけですから、その根拠はここにありますがということできちっと説明するくせをつけてください。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） もし、仮に悪かった場合の話をちょっとします。悪かった場合は、予算書だけじゃなしに、後の補正予算に関する説明書の中でも同様の使われ方をしています。したがって、補正予算額の財源内訳等も、これも書きかえていただくということになります。

それで、最近は14001とかいうのを言わんごとになったんでしょうけども、用紙をふんだんに使うというやり方ですね。挟間の場合は、もっとしっかりきちっと考えてつくれば、用紙が節約できるじゃないかというようなことを言っておったんですけども、由布市は合併したので裕福になったから、そこまで言わんでいいのかなとは思いますが、それをやっぱりそういう配慮ができないものか、お答えをいただきたいと思います。それが1つ。

いま一つは、特別交付税の金額が書かれております。特別交付税の決定は3月、今ごろですよ、10日前後になるかというふうに思います。それで、既に災害に関する交付税の決定があって、報道でも明らかになりました。それで、最終の交付税の決定があつてこういうふうになっているのか、それとも今までの概算で大方このくらいを見られるだろうということを出しているのか、そのいずれかをお答えいただきたいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 8番議員にお答えいたします。

特別交付税につきましては、概算もありますが、県に内々どれくらいだろうかということ打

診いたしまして、まずこのぐらいは大丈夫だということで計上いたしました。

それから、もう一つの節約と申し上げますのは、これは予算書をすべて由布市で手づくりでございますので、印刷とかに出しておりません。費用の節減をしております。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 由布市でしているから費用の節減って、私が言いたいのは、1枚ずつ印刷して、裏は白紙ですって何枚も出せるというのが挾間町のときは考えられなかったんですわ。だから、そういうことが由布市では、それは大いにやれというふうになっているのかどうか、それで改善の余地はないのかということをお聞きだけで。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長でございます。

今後につきましては、裏面使用等を考えながら、節約に努めたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

日程第4・議案第1号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第4、議案第1号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを議題として質疑を行います。

質疑ありませんか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 今回の15地域の中で、新しくなったところを再度教えていただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 湯布院地域につきましては、新規はございません。庄内地域におきましては、阿蘇野地域はこれまで1カ所でしたが、集落を分けまして、阿蘇野上中下に分けて3地域に分けております。ほか、庄内地域はございません。それから、挾間地域については、朴木と筒口、この2地域でございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 朴木も筒口も従来から辺地の対象だったんですけど、一時期、ごく最近のことなんですけども、朴木は水道かなんかがつくっているかな、病院ができたからか、

リウマチが。（「上水道」と呼ぶ者あり）上水道か。上水道はうちはないんやけどね。

筒口もそういう理由でなったんですけど、近年、バスが廃止されて、一挙にまたそれに該当するようになったのだと思いますけども、そこ辺の事情がわかりましたら、詳しく教えてほしいし、事情、なぜそういうふうになったかと。

もう一つは、辺地の計画をつくるときに、やっぱりメニューがどういうのがあって、そして地元でやっぱりこういうので地元が対応してやれるかどうかという御相談があってしかるべきだと思うんですけども、そういう御相談を受けた記憶もないし、何か一遍に議案として出されて、どうなっているんだというふうに思うんですけども、そういう住民を主人公にしたそういう行政というのはやられてないんでしょうか。その2つをお尋ねします。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 1点目の新規の認定につきましては、市役所の位置からの距離の関係で、この2地域は該当になったと。これまでは、挟間町役場を基点にしての距離でございましたので、比較的近いという関係の点数が上がっていましたが、本署であります庄内地域の庄内庁舎からの基点によりまして、この2地域が辺地として認定をされるようになったというのが大きな要因でございます。

それから、2点目の事業の計画につきましてはのどのような事業が該当するのかというふうなことでございますが、これらにつきましては、主には辺地地区であります関係で、周辺地域との経済的、あるいは文化的諸条件の整備というようなことが大まかでございます。特に、電灯、あるいは道路の整備、あるいは学校の通学に容易なこと、あるいは診療施設、飲用施設等々が重要な位置づけの公共的施設というふうな形になっているところでございます。

地域の事業の計画につきましては弾力性を持っておりまして、今後、地域と話し合いながら、この部分の整備をというふうな形になった場合、事業に改めて挿入することも可能なことになっております。これらの事業認定、事業計画につきましては、それぞれ所管する課、それからこれまで各町で地域の要望等もありました事業につきましては、振興局、あるいは担当課と協議を重ねた結果の事業計画を掲載しているつもりでございます。

今後、地域で話し合いながら、辺地地域に新しく入った地域、あるいは辺地地域の15地域で必要な事業が出てきた場合、弾力を持って事業の計画の中に入れて、整備をしていきたいというふうに担当課としては思っておりますので、御理解賜ります。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 5年計画ですけども、5年の中途でも計画変更はできるというふうに理解していいんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 結構でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

日程第5．議案第2号

日程第6．議案第3号

日程第7．議案第4号

日程第8．議案第5号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第5、議案第2号挾間町敬老年金条例の廃止について、日程第6、議案第3号庄内町長寿敬老年金条例の廃止について、日程第7、議案第4号庄内町長寿祝金給付条例の廃止について、日程第8、議案第5号湯布院町敬老年金及び誕生祝金条例の廃止についての以上4議案は、同一理由による条例の廃止であり、一括議題として質疑を行います。

質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） こういうタイトルだけ出ると、中身がどうだったのかよくわからないのですが、それぞれの制度の旧町時代の制度のあらましと、それと次に計画しているものについて、それがどういうふうに結びついているのかとかいうのがよくわからないので、旧町の制度がどういうもので、新しい制度がこうなるというのをわかりやすく教えていただきたいんですが。

福祉対策課長（立川 照夫君） 福祉対策課でございます。

お尋ねの件でございますが、まず敬老年金の方から申し上げます。敬老年金は、挾間町では80歳以上の方に年額1万2,000円、庄内町では77歳から87歳まで5,000円、そして88歳以上の方には1万円、湯布院町では80歳から94歳までを5,000円、95歳以上を1万円ということでございます。この経費、総額では大体2,300万円ほどの経費になっております。

今回、敬老年金を廃止いたしまして、と申しますのは、ここは議論が分かれるところでございますけれども、個人個人に支給をいたしておったんですが、年々増加傾向にあって、個人的に少しずつ配るのもどうかということで、ほかの制度で運用したいということで、今回、主に社協に対して、地区の公民館などを利用して行うデイサービス事業とか、給食サービス、配食サービス、そういうもので1,800万円、それと地域総合相談支援センター事業ということで、お年寄りの相談事業に乗りましょうということで、これが800万円ということで、計2,600万円ほどの経費を出すと。それに加えて、包括支援センターを社協に設置をすると。そこに現

職の保健師さんなりを出して、より包括支援センターを充実させて、地域の拠点となるように、包括支援センターは挟間、庄内、湯布院、3地区に設置をいたしまして、拠点になってもらいたいという考えがあって、敬老年金の方を廃止をさせていただきました。

一方、敬老祝品の方ですが、挟間の方から申し上げます。100歳以上が1万円、95歳以上が5,000円、米寿が3,000円、喜寿が2,000円、ダイヤモンド婚5,000円、金婚式3,000円です。庄内町につきましては、白寿が5万円、米寿が2万円、喜寿が1万円、湯布院町では、白寿が3万円、米寿が2万円、喜寿が1万円ということです。総額では590万円ほどになります。

今回、改正をいたしましたのは、18年度の由布市の方では、100歳の方に2万円、米寿の方に対しては2万円、喜寿の方には7,000円ということでございます。この経費につきましては、これも現金で支給をしておったわけですが、どうも孫の小遣いになったら困るということで、由布市内の共通の商品券を商工会と今相談をして、商品券を配布して、これによって地域の経済の活性化だとか、商工会、農協の組織づくりに役立てたいというような思いで、今回、変更いたしております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9．議案第6号

日程第10．議案第7号

日程第11．議案第8号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第9、議案第6号挟間町身体障害者福祉年金条例の廃止について、日程第10、議案第7号庄内町身体障害者年金条例の廃止について、日程第11、議案第8号湯布院町障害福祉年金手当条例の廃止についての以上3議案は、同一理由による条例の廃止でありますので、一括議題として質疑を行います。

質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） これもそれぞれ差がなければいいんですけども、それぞれ各町ごとの障害年金の制度がどういうものがあつたかを御説明お願いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

福祉対策課長（立川 照夫君） 御説明申し上げます。

挟間町につきましては、障害者手帳の1級から4級の方、年額1万2,000円、5級から

6級の方が9,600円、療育手帳Aの方1万2,000円、Bの保持者が9,600円でございます。庄内町、1級から3級の方が6,000円、4級から6級の方が5,000円、湯布院町につきましては、1級から3級の方が6,000円、4級から6級の方が3,000円ということでございます。

今回、由布市の方といたしましては、身障者手帳、療育手帳、精神の手帳、すべて持っている方、一律に7,000円でございます。今回、これも現金で支給するのではなくて、敬老祝品と一緒に商工会の商品券でお配りをして、お願いをしたいということでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかに、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） これも従来かかった金額と、新たに予定している予算額を教えてくださいたいと思います。

福祉対策課長（立川 照夫君） 総額では1,715万円ですね。今回のお願いが、逆算をして、ほぼ同額ということになってございます。1,700万円前後の金額になります。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

日程第12・議案第10号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第12、議案第10号由布市ふるさと水と土保全基金条例の廃止についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ふるさと水と土保全基金条例のそもそもの基金目的をちょっと確認したいので、基金目的が何だったのかということと、提案理由のところ、この基金条例を廃止して他事業に活用するためとありますが、こういった事業に活用するおつもりがあるのか、お伺いいたします。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 農政課長です。1番議員さんにお答えをいたします。

ふるさと水と土の保全基金条例でございますが、この基金の目的は、まず基金利子を運用して、啓蒙活動をするためのパンフレットだとか、そういうものに使ってほしいということと、突発的に水路等の事故が起こった場合に、この基金を取り壊して使ってくださいということでありました。今日までずっと金利の収入も上がってきませんし、基金のままでいたわけでございます。財政難ということもございまして、他の市町村も含めまして、この基金をどうすればいいかという

ことで、県の方とも協議をいたしまして、今回、財政が厳しいということの中から、基金を取り壊すということに至ったわけでございます。

今後の対応につきましては、一般財源の中で土地改良を含めた水と土の保全関係につきましては対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 基金目的というのは、条例の目的を言っていたかかったんですけれども、農業用水路施設や農業用道路、その他の土地改良の適切な維持管理に係る住民の共同活動を推進し、農業地域の振興を図るための基金だということだったと思います。こういうお答えをいただきましたかかったんですが、これが果実運用型基金だったものが、取り崩して他事業に活用するというのであれば、当然、本来の目的である農業排水施設及び農業用水路などのための事業として取り崩すべきではないかと思うんですが、そういうことのために今回一般財源の中に入れて、もっと言えば、具体的にどの排水路事業のためにこの基金の部分の部分を充てているのかと、そういうことをどういうふうに予算組みの中に入れてのかということ。それから、確認のために、基金残高、幾ら取り崩すのかを教えてください。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 1番議員さんにお答えいたします。

県営事業で、排水路の事業をやっております。項目では、ちょっとお待ちください。負担金の方で、県営用排水路施設整備事業負担金ということで2,200万円でございます。それから、県営農免農道の整備事業の750万円という分野に使用していきたいというふうに思っているところでございます。基金総額が3,100万円強あったと思います。約3,000万円を取り壊していきたいというふうに、財政の方と話をしているところでございます。

議長（後藤 憲次君） 以上で通告による質疑は終わりましたが、そのほかにありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 今の部分で県営用排水路の施設整備事業負担金というのは、これは特例債を充て込んでいるんじゃないんですか。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

産業建設部長（後藤 巧君） 起債を充てていますが、直入庄内区域の農業用道路の負担金でございます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） それは過疎債の方じゃないの。

産業建設部長（後藤 巧君） それでは、西郡議員が常任委員長でございます。常任委員会の方で御説明をいたします。

議長（後藤 憲次君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

・ ・

日程第 1 3 . 議案第 1 1 号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 1 3、議案第 1 1 号由布市長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

・ ・

日程第 1 4 . 議案第 1 2 号

日程第 1 5 . 議案第 1 3 号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 1 4、議案第 1 2 号由布市国民保護協議会条例の制定について及び日程第 1 5、議案第 1 3 号由布市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についての 2 議案は関連がありますので、一括議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。2 番、高橋義孝君。

議員（2 番 高橋 義孝君） おはようございます。さっきから 1 と 8 ばかりで、やっと 2 番に回ってきました。ありがとうございます。議案第 1 2 号由布市国民保護協議会条例の制定について、3 点ほど教えてください。

1 つは、国民保護計画の概要と策定、いつまでに策定されるのかというのを教えていただきたいと思います。

次に、ちょっとこの間の説明のときに私が聞き逃したかもしれないんですけど、会長がどなたになるのか、あと協議会の委員、専門委員の構成と任期あたりについて教えていただきたいと思います。

それと、部会を定めることができるということなんですけども、こういった部会が予定されているのか、今、想定される範囲内でお答えいただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

防災危機管理室長（柚野 邦裕君） 防災危機管理室です。2 番議員にお答えしたいと思います。

まず、国民保護計画の概要ですけど、まず 1 点目といたしまして、事態の想定と国民保護の体制を本務としております。これにつきましては、由布市の国民保護計画の位置を明確にするとともに、国民保護計画に基づく所轄を行える 3 つの想定事態を示しておきたいと思います。1 つ目

といたしましては、武力攻撃事態、次に武力攻撃の予測事態、それから緊急処理事態、大きく2つ目でございますけど、情報の収集についてでございます。由布市の国民保護に関する必要な情報と住民に必要な情報の日常的かつ継続的な収集に向けまして、諸方情勢の計画内容をもとに情報収集するとともに、情報の提供、相談、そういうのも検討してまいりたいと考えております。

それから、特に地域の特性ですけど、由布市の自然条件、社会条件等を地域性を特性に持ちまして、県の地域防災計画との整合性の観点からもちまして、現行の計画の問題点、また計画の策定する上で必要な旧挾間町、庄内町、湯布院町の今までありました地域防災計画の比較検討業務を行う中で、各支所ごとの相違点を整理する中で調整を図っていくような計画でやっていきたいと思っております。

それから、基本方針もまたそれに向けての事態を決めていかなければならないと思っておりますし、またそれに対しまして、処理事務の業務の大綱等も整理していかなければいけないと思っております。

それから、活動の要綱についても、輸送とか衛生、防疫、国民保護法の趣旨に基づいてのものを明示しなければ、中にうたい込んでいかなければならないかと考えております。

それから、まず第一に財政措置でございますけど、緊急避難場所の段階での場所と、避難準備等の段階になった場合の財政の措置状況等も整理して、条例の中に概要の中に含んでいかなければならないかと思っております。

それから、策定の期限ですけど、一応18年度中ということになっております。つきましては、19年の3月31日までが期限内となっております。

次に、協議会の委員、専門委員の構成と任期でございますけど、構成につきましては、協議会の委員さんを、まず会長に市長、その次に助役さん、教育長さん、総務部長、教育次長等の部長級の皆さんを充ててまいりたいと思っております。それに、まず議長も含めまして、それから湯布院駐屯地司令、消防団、自治会長、医師会、それから地方行政局としまして、国土交通省、それから自衛隊、南署、県の振興局、それから土木事務所、それから指定公共機関といたしましては九州電力さん、それから指定公共の機関といたしまして、またJRさんとか大分バスさんを考えております。それから、幹事としてですけど、幹事としては各課長を考えております。まず、総務課長、学校教育課長とか建設課長、福祉課長、水道課、それから振興局、消防長とか警察の警備課長等々を考えております。

それから、任期としては、法の都道府県協議会の組織の中で第38条5項によりまして、委員の任期は一応2年ということで定められておりますので、2年といたしたいと思っております。それから、再任は妨げないということでございます。委員が欠けた場合におきましては、補欠委員の任期は前任者の残任期間ということでございます。

それから、専門部についてはどうかということでございますけど、まず、まだ正式には決まっ

ておりませんが、部といたしましてはどのような名前がいいか、まだはっきりわかっておりませんが、まず1局の部といたしましては、協議会の運営に関する部分と避難実施要綱の設定に対する部分、物資に対する部分を、そういうのをまず1部を考えております。それから、避難の施設運営に関する部分をもう1部考えております。それから、まず衛生面でありますので、産業廃棄物の整理をすることとか、そういう部も考えております。それから、最終的には災害復旧を行わなければなりませんので、そういう部も考えております。それから、まずもう一つは、消防本部にもお願いしなければいけないんですけど、救急とか救助の含むものと、避難勧告等をする部等を現段階では考えております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ありがとうございます。ちょっと予算とリンクするので申しわけないんですけど、事業計画策定に対する国県の補助あたりはどのようになっているのでしょうか。防災危機管理室長（柚野 邦裕君） 一応、予算には委託料ということで、業務委託をする予定で、合わせまして900万円ほどお願いしておりますんですけど、合併の特例債等をお願いできればと思っております。

議長（後藤 憲次君） いいですか。以上で通告による質疑が終わりましたが、ほかに質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 非常にこれ見ても気色の悪い法律に基づいて行うやつで、こんなに熱を上げるよりも、先ほど説明の中にあった防災の災害対策本部の充実等にやっぱり運用していけるような形でこれを利用するというならわかりますけども、こういうことで一生懸命やりよると、私はどっちかという戦争への道まっしぐらになると思うんですけど、そこ辺の基本的にはさっき防災関係のと何かダブらせて説明してありましたけども、そういう考えでやっているのか、それとも何かそれとは関係なしに、やっぱりこれ一途にやらないといけんというふうにお考えでやっているのか、そこ辺をちょっとお尋ねしたいんですけど。

防災危機管理室長（柚野 邦裕君） 順に答えます。

国民保護条例も含めてですけど、まずこれも大変ですけど、地域防災計画も含めて重要なことですので、地域防災計画のもとで国民保護の内容も含めて検討していきたいと考えております。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） できるだけそういう立場でやって、うそをつく防衛庁の防衛施設庁とか、あと国土交通省とかの職員はできるだけ入れんで、それと委託しますと言うけども、それも委託もコンサルタントがこれにかんでいるわけですから、そういうところに安易に委託せんで、自分たちでできるだけ知恵を出して、そういう方向でやってほしいと思います。できるだけ、

優秀な職員が多いわけですから、きちっとしたものをつくるようにお願いしたいと思います。委託したら、委託しただけのものしかできんというのを覚悟しておってください。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。20分から再開します。

午前11時15分休憩

.....
午前11時25分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

日程第16．議案第14号

日程第17．議案第15号

日程第18．議案第16号

日程第19．議案第17号

日程第20．議案第18号

日程第21．議案第19号

日程第22．議案第20号

日程第23．議案第21号

日程第24．議案第22号

日程第25．議案第23号

日程第26．議案第24号

日程第27．議案第25号

日程第28．議案第26号

日程第29．議案第27号

日程第30．議案第28号

日程第31．議案第29号

日程第32．議案第30号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第16、議案第14号由布市下湯平共同温泉条例の制定についてから日程第32、議案第30号由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」条例の制定についてまでの17議案については、指定管理者制度の導入を可能とするための条例制定であり、同一理由のため、一括議題として質疑を受けます。

質疑の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。まず、2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） それでは、指定管理者制度を可能にするための条例整備について、ちょっと質問をさせていただきます。

まず1点目、指定管理手続の大まかな流れ、さきにほのぼのプラザでしたか、あれが流れがあったんですけども、公募によるものと市長が指定するものということの中で、どのような違いが発生してくるのか。指定までに、またこれ条例を整備して、また指定をしたときに議会に上がってきたりとか、そういった基本的な流れについてちょっと御説明をしていただきたいというふうに思います。

その流れに沿って、今度、指定の取り消しが生じたときにはどういったことになるのかということも、あわせてお伺いしたいと思います。

それと、18年の9月以降、公の施設の取り扱いについてどのような流れになるのか。1つは、管理委託制度から指定管理者制度へということで、住民の方もよく理解がされていないと思うんですよね。担当課の方も、いや、今までと変わらないんだというふうな御説明もしているようですけれども、はっきりしたことがよくわかりませんので、その辺をちょっとまとめて教えてください。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 行財政改革室長です。2番議員にお答えします。

まず、1点目の指定管理者の大まかな流れでございますけれども、指定管理者制度を導入する場合、その施設の設置条例の整備をまず行う必要がございます。本議会でも、そのことで17議案の条例の整備をお願いしているところでございます。この条例改正ができましたら、これに基づきまして、公募するものにつきましては、施設の概要、その他要件等を公表しまして、公募の準備を始めて、公募するようにいたします。市長が指定管理者を選定する場合についても、同じくその施設の概要、そういったものを選定する相手方にこういったことで管理をするというものを明示をしたものによりまして、それでできるのかどうかという協議をした上で、公募についてはそれぞれ申請書が出ると。選定した指定管理者についても、一応申請書を提出していただくということにいたしております。

その申請書に基づきまして、指定管理者制度選定委員会という委員会を既に設置をいたしておりますが、その選定委員会に指定管理者の選定を委員会で協議をしていただくこととなります。これは公募は当然ですけれども、市長が指定管理者を選定した場合においても、この選定委員会でそれがふさわしいかどうかということもこの選定委員会で協議をしていただくようにいたしております。

選定委員会での協議を踏まえた上で、市長が指定管理者を選定したものについて、指定管理者

の住所、また指定の期間、そういったものを議会の方に指定の議案として上程をいたしまして、議会の議決がいただいた後に、指定管理者と協定書を、指定管理者がどういう内容にするのかということを含めて協定書をそれぞれ結びまして、今の予定では18年の9月から指定管理者による管理運営に移行させたいというふうに考えております。

大まかな流れはそういうことでございます。

2点目の取り消しにつきましては、由布市の公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例の第10条に、指定の取り消しの条項がございます。市長が、指定管理者がこちらの指示に従わないとき、その他の理由で指定管理者として管理を継続することができないと市長が認めたときには、その取り消し、または期間を定めて、管理の業務の全部、一部の停止を命ずることができるというふうになっております。

なお、取り消し及び業務の全部、一部の停止を行うことについては、第7条に規定してある告示行為をもって行うというふうに規定をされております。

それと、18年9月以降の取り扱いについてですけども、これはそれぞれここで指定管理者選定委員会とか、そういったいろんな今からの手続によりまして、それぞれ最終的には議会の議決を得たものについてはそれぞれ協定書を結ぶようになります。その協定書に基づいて、管理委託をしていただくということを考えております。ですから、現在、管理委託契約を結んでいる施設等につきましては、それを原則基準といたしまして、指定管理者制度の協定書の中でうたって管理をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ありがとうございます。取り消しのときには議会の議決が必要になるのかということと、市長が指定をするというときの第5条の中に、地域密着型施設で地域住民等により構成される団体を指定するとき、公の施設の設置目的が効果的かつ効率的に達成されるために、地域等の活力を積極的に活用して管理を行うことにより、事業効果が期待できると市長が認めるときと、こういったことが条例にはうたわれているんですけど、関連全部の議案の中を見ますと、きちっとそういったことをうたっている条例もあれば、うたっていない条例もあるんですね。

指定管理者による管理というふうなところの文言の中に、例えばどこをいきましょうか、多分これ所管の課が違うので、それぞれつくられたんだらう、こういった条例のばらばらなような形で、並びも設置があったり名称があったり事業があったり、順番もばらばらなんですよね。ですから、由布市湯平ふれあいホール条例なんかを見てもらうと、第3条の2項に、ふれあいホールの指定管理者はふれあいホールの管理に最も適した当該地域内の住民で構成する団体とするとい

う文言を入れているものもあれば、そういったものを一切入れてない条例がある。この辺、どのようにお考えなのかというのを、基本的考えをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

行財政改革室長（相馬 尊重君） まず、1点目の指定の取り消しについて、議会の議決が要るかということですけども、地方自治法では議会の議決までは求めていないということで、今回、市の条例でも市長が行うこととしております。

ただ、指定の取り消しを行うということになれば、公平なといいますか、明らかにというような前提の上での取り消し、または一部停止ということが求められると思います。反対に、市側が勝手にすれば、相手から訴えられるというような事態も考えられますので、そういった観点からすれば、取り消し、または停止をする場合には、慎重かつまた議会等の御相談した上でやるべきだというふうには考えております。

次に、第5条の規定が、市長が指定管理者を選定するものの施設と公募であるものの明確なものが、条例によっては入っているものもあるし、入っていないということですけども、議員さんが御指摘のとおり、各条例につきましては、これを管理している原課でつくったものでございます。それは今まであった条例を基礎としてつくっておりますので、条文等もそれぞれ違っておりましたので、うちの方が3つの要件に該当するものについて入れてくださいというお願いをした上で、従前の条例等をもとにつくった関係で、それぞれ形式的には入っている場所も違うし、ちょっと内容が変わっているということになっております。

基本的には、第5条の第1号から3号に該当するものかどうかというものを判断、市長がしまして、最終的には公募にするのか、市長が候補者を選定するのかという判断はしていきたいと思っておりますけども、明らかに今までの管理の形態、そういったもの等で市長が選任した方がいいと考えられるものについては、条例の中にそういったことが含まれている条例もあるかとは思っています。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ちょっと要望的なことになるんですけど、ぜひとも公の施設に関する例規集の中の5条を適用して、そういった判断のもとにということがあるんですけども、やはり公の施設を設置する条例というのを新たにつくるわけでございますので、その辺をしっかりと地域に密着したものについては地域の構成する団体というふうな一言がやはり入るべきではないかなというふうに思います。

それと、公の施設を可能にするための条例ということで一気に上がってきたんですけど、条例の中の並びが本当ばらばらであるのが非常に見にくいですね。ぜひとも、これきちっとした、まず一番最初の第1条には設置が来るんだ、名称が来るんだ、その次には事業が来るんだとかいう

ことを統一して出していただかないと、非常にわかりづらい条例になっていますが、その辺は御訂正いただければ御訂正していただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 次に、1番、小林華弥子さんの質問を許します。

議員（1番 小林華弥子君） 幾つか、今、2番議員が言われたこととちょっと事前通告の内容が重複していますので、文言、条文を統一しろというのは、私はぜひそれも重ねてお願いしたいと思います。

それで、市としての指定管理者制度に係る条例の標準ひな形をつくって、それに必要なものと要らないものを省くというような形をつくっていただきたいと思いますが、そういうものを今後、今後これだけ、17件だけではなくて、今後どんどん指定管理者を入れてくるものがあると思いますので、そういうものをつくっていただけるかどうかということが1点。

それから、今の段階で、この17施設のうち公募を予定しているもの、公募を予定していないで、市長の選定によると決めているものはどれとどれかということをお教えいただきたいと思います。

それから、最初の提案説明の中で、市が直営でやっているものが3件あると言われました。ふれあいプラザと、みことピアと、庄内の構造改善センター、この3件は市が直営しているという御説明がありましたが、市が直営しているものをこの機会に指定管理者制度に移行させようということの目的は何かということ。

それから、続けて聞きますけれども、16号議案湯平温泉事務所については、利用料金の設置に関する条文がこれだけ、ほかのは全部、条文の最後に利用料金の一覧をつけていますが、これだけは施行規則に定めると書いてあります。なぜ、これだけは施行規則の中で利用料金を定めるようにしているのかということ。

それと、もう一個、お聞きしますが、今回の指定管理者制度の条例の中に入れる一つの要件として、設置条例をひとつ整備してほしいということでしたが、設置条例、設置を目的としている条文と、それから管理委託を指定管理者制度に移行することを一緒に条例にしていることの問題点をどう考えていらっしゃるのか。具体的には、もし公募、あるいは選定による指定管理者が契約管理運営を続けられなくなったときに、この条例が適用ができなくなったときに、設置そのものも適用されなくなるのではないかとということが心配ですが、そこら辺をどう考えているのか。

以上、よろしく申し上げます。

議長（後藤 憲次君） 行財政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） まず、条例のひな形等をつくって、条例整備をということですけれども、今回、一応行政改革室としては、大体こういう条文でというものはつくって、それぞれお願いしたつもりですけれども、それぞれ今まであった条例があった関係で、それを基準にして

つくったので、ちょっとばらばらになってしまったということで、これはちょっと検討したいと思いますし、今後はそういったものをきちっとして、統一の図られた条例案にしていきたいというふうに考えております。

それと、17件のうち、公募によるものとそうでないものがわかればということですが、現在、市としてはこの中で公募による指定管理者を予定しているものにつきましては、議案26号由布市陣屋の村自然活用施設の条例制定、陣屋の村、それに付随するふれあい農園については一応公募で指定管理者を選定したいというふうに考えております。その他の施設につきましては、今まで管理委託をしている団体等を主にといいますか、団体等と協議しまして、そういった方々に引き続きお願いする形で、市長の選定による指定管理者の選定を行いたいというふうに考えております。

それと、挟間ふれあいプラザ、みことピアと庄内改善センター、現在直営ですが、これを今回ということですが、これも指定管理者制度による管理に移行させた方が住民の利便性も向上できるし、そういった観点でそういったことが見込まれるということで、今回、指定管理者制度に移行させるものでございます。

なお、議案28号の庄内構造改善センターについては、下の庄内加工センターとの兼ね合い等もございましてそういうふうにしておりますけども、これについてはまた直営でやる可能性も残っておりますし、次の質問にありましたように、設置条例等でこれが指定管理者ができなくなった場合ということですが、それぞれ設置条例の中の指定管理については行わせることができるということにしておりますので、もしもできない場合は直営で市が管理するというので、対応ができるというふうに考えております。

契約管理課長（高田 英二君） 契約管理課の高田です。1番議員さんの質問に答えたいと思います。

湯平温泉事務所の条例の中で、利用料金の規定がないという形で御指摘でございますが、この施設につきましては以前は直営でございまして、その後、湯平温泉管理事務所の方に委託したわけでございますが、以前から無料という形で推移しておりまして、この数年来も有料でしたことはないという形の地元の意向も聞きましたので、そのまま温泉事務所の管理室として使っていただくような形と、地元の会合等で有効に利用していただくという形をとりたいと思いましたので、もし料金を設定するようなことがあればという形で、規則でうたうという形の方法をとってまいりました。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 重ねて幾つかお伺いします。

条例文がばらばらなのは、各課のこれまでにあった条例をもとにしたということだけではなくて、例えば指定管理者の定義の文言すら全部違うんですね。例えば、法人その他の団体だって、市長が指定管理者として指定するものというふうに使っているのが13件、それから地方自治法244の2第3項の規定する指定管理者といているところとか、市長に申請し、議会の議決を経て指定管理者に指定などというふうになっているので、今までの条文にない新しい言葉を使うときにもばらばらになっていますので、ここはぜひきちんとした統一をして、できれば出し直していただきたいと思いますが、同じ答弁になるとしますので、答弁は省略します。

それから、陣屋の村だけ公募すると、それ以外はこれまで管理委託をしていたところをお願いするということがありますが、市が直営でやっているふれあいプラザとみことピア、構造改善センターは農産加工センターと兼ねているということで、ここの管理者なのかなと思いますが、今、市が直営しているものについては公募しないのであれば、どこに委託管理をする予定があるのかを教えてくださいたいと思います。

それから、もう幾つかありますが、公募しない場合に、由布市の条例の中で第5条の2項にあるんですが、公募しないで市長が選定するときは、あらかじめ当該出資団体等と協議を行うものとし、総合的に判断しなければならないというふうにあります。17件のうちの16件は既に市長が指定しようとしているというのであれば、こういう条例設置をする前に、どういう協議をこれまで重ねてきているのか。委託を受けようとしている団体、あるいは地元の自治会などは、十分こういう協議に応じた上で、指定管理者に移行されることをわかっているのかどうかということが非常に気になりますので、事前協議というのはどういうふうに行われているのかということをお伺いします。

それから、もう一つですが、陣屋の村とか「かぐらちゃや」といったようなところは、今、利益を一応採算が合えば利益を生んでいるような施設だと思いますが、今もう既に由布市が指定管理者制度に出している国民宿舎由布山荘の指定管理者制度の条例と見比べますと、今、国民宿舎の由布山荘は、市長が必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができるという条文をうたい込んでおります。これによって、国民宿舎の指定管理者は、現在、多分年間320万円ほど市の方に納付金を納めていると思います。

このことと、これから17件の中に同じように納付金の規定があるのは1件もないんですけれども、国民宿舎だけ納付金を設置していて、ほかの同じような性格の施設のところには納付金の設置がない、この不公平性をどういうふうを考えられているのかということをお伺いします。

議長（後藤 憲次君） 行財政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 条例の整合性については検討させてください。その方向で検討したいと思います。

それと、今、直営のふれあいプラザとみことピアの指定管理者の選定をしようとしている団体等についてでございますが、挟間ふれあいプラザにつきましては、高齢者福祉のための施設でございます。この施設の前等にはゲートボール場等もあるということで、そういった観点で福祉の推進に当たるということで、社会福祉協議会等を今のところそうなるのではないかと想定しております。

それと、みことピアにつきましても、12月の議会で制定案をしていただきましたほのぼのプラザと隣接する施設ですので、それとあわせて指定管理者をお願いしたいというふうに考えております。

それと、当然、今、指定管理委託をしている団体との今後の協議につきましても、現在、それぞれの担当課で協議等を進めておる段階でございます。当然、選定委員会等にかける前に、その辺の協議はそれぞれの管理している原課を通じまして、今後ともまだまだ今から続けていきたいというふうに考えておりますし、今現在、行っている段階でございます。

総合政策課長（野上 安一君） 国民宿舎の納入金の件につきましては、当時、湯布院町議会で御議論いただきました。これにつきましては、今回出されている関連業務につきましては比較的公共機能の高い市民サービス部門、公共サービス部門が重点だと。一方、国民宿舎に関しましてはサービス業の部門だというふうな観点から、それだけの利益も上がっている関係で、納入金をいただくという制度を活用をさせていただいた経過がございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 今の最後の納付金のことと事前協議について、強く主張を交えて質問いたしますが、地元の例えば公民館とか、協議する対象が地元の自治会ですとか、あるいは地域団体だった場合に、そういうところと事前に指定管理者制度というものをじっくり説明して、これから委託管理を指定管理者でお願いをするときに、例えば小規模な改装費用については全部負担していただかなくてはならないとか、そういうことを事前に了解を得た上で、こういう指定管理制度に移行しますよということをするべきだと思うんです。

こうやって先に議会に上程して、議会の議決をしてから、議会が指定管理者制度に移行することを認められたので、あなたたちのところをお願いしたいというような、でき上がった話を地元を持っていくのではなくて、そういう意味で、私はこの提案時期はまだこれ不十分だと思います。もっと地元と十分に、特に公募をしないものについては、委託契約を結ぼうとしている対象者と十分な協議をした上で、協議状況がこういう状況だから、今回、議会に指定管理者として出したいというふうに出すのが順番ではないかと思いますが、そのところ、もうちょっと協議をしてから出し直す気はないかということをお伺いしたいことと、それから納付金についてですが、国

民宿舎はサービス業であって、ほかの今回の分は公共的機能が多いと言いましたが、例えば 27号議案の奥湯の郷、これサービス業じゃないんでしょうか。例えば、奥湯の郷の今の営業している施設の内容と、国民宿舎の性質をどう考えていらっしゃるのか。

こういうことが、今後、多分出てくると思うんですが、私は指定管理者制度の導入の基本的な精神を考えると、納付金を取るというのはこの制度の精神と逆行していると思うんですが、この部分について、今回、ほかの17件との整合性をつけるためにも、市の条例、国民宿舎条例の184号を見直すおつもりがないかどうか、それをお伺いします。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） じゃ、後の方の御質問の27号の議案の分と国民宿舎の違いにつきましてでございますけど、27号の長期滞在施設につきましては、農家民泊というふうな制度をとってしまして、農家に来て、都市の人が農村の農業を体験するというふうな形の当時の農水省の補助金をいただいて、都市と農村の交流施設という観点から、ある意味では公共機能もあるのではなかろうかというふうな、ある意味ではグリーンツーリズムという国の指導している事業の関連で設置をしている施設ということで、公共機能も高いのではなかろうかと。

一方、国民宿舎につきましては、不特定多数の多くの国民、県民、市民の活用施設、営利を完全に目的としつつ、当時の建設経過を踏まえますと、日本の低所得の時代に宿泊をする機能ということでつくっております。今では湯布院観光のある意味では低料金の宿泊施設ということで、不特定多数のサービス業の施設というふうに理解しておりますので、それぞれ別というふうなことを理解しておりますので、今後、これを一緒にするという考えは今の段階では持っておりません。

議長（後藤 憲次君） 行財政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 現在の管理している団体等との協議につきましては、今後進めてまいりたいと思いますし、今も進めているんですけども、条例の提案の時期等につきましては、この条例案につきましては指定管理者制度による指定管理が可能にするための条例整備でございます。ですから、この条例に基づいて指定管理が決まったわけではなく、改めて指定管理者の選定をしたいと。管理に移行させる場合は、議会の方にその管理者としての議案の上程をいたしたいと思っておりますので、今回はあくまでそれを可能にするための条例整備というふうなことで御理解を賜ればと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） いいですか。一応通告による質疑は終わりましたが、ほかに。どうぞ、吉村議員。

議員（19番 吉村 幸治君） 19番、吉村です。14号から30号に対しまして、前議員が

十分に質問いたしまして、私もある程度理解ができたわけですが、二、三質問したいと思っております。

22号ですけれども、由布市老人福祉施設条例の制定についてという部分ですが、今、老人という言葉が非常に妥当性に欠けるということで、ぜひここは高齢者というふうに改めてもらいたいと思います。

それから、23号ですけれども、これは由布市の湯布院福祉センター条例の制定についてという条例でございますけれども、その1条に文言がございまして、市民の福祉サービス、憩い、レクリエーション等の云々の次に、「湯布院福祉センター（以下福祉センターという）」という文言がございまして。これは、我々が強く要求しております、また建設を予定されております総合福祉センター、これと混同されるおそれがありますので、この条例を由布市湯布院高齢者福祉施設条例とすることができないのか、これをまず2点目としてお尋ねいたします。

それから、24号につきましても、老人を高齢者と改めるべきだと思います。

それに、非常に気づくのは、センターという名称を使い過ぎる。センターは1カ所がいいと思うんですが、この中で使われているセンター名を施設と改める考えはないか、これをまたお尋ねいたします。

次に、25号ですけれども、自治公民館条例の制定の中で、先ほどからちょっと話が出ておりますが、由布市石武農民研修センター以下5施設を外して公民館の中に入れるという条例ですけれども、この5施設は由布市の農業施設条例の中で位置づけられておる施設でございます。それを考えましたときに、44号で農業施設を外すと、除外をするという提案がなされておりますけれども、議案の提出の順序が少しおかしいのではないかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

それから、その件ですけれども、農業施設を公民館条例の中に入れてしまうということ、これが本当に各種の補助金で、目的を持った補助金で5施設は建設をされておる経緯があると思うんですが、その辺の国との関係、許可を得ているのかということですね。

特に、石武の研修センター等は、当時、地区の方が公民館として使いたいという申し出があったわけですね。しかし、これは国からの補助を受けて、できないと、そういうことで隣の隣地に新しく公民館が建設をされたという経緯がある。こうなったときに、2つ公民館が並ぶというようなことになる。この辺についても精査し、条例から外して公民館に持ってくるということをしたのかどうか、これをお尋ねしたい。

それから、先ほど出ました農業民泊の奥湯の郷ですね。これと川西の交流センター、下湯平の農産加工所、この3点セットで、当時の平成8年に、国の補助を受けて、建設をいたした施設です。

それを1点だけのけていいのかということ、これもあわせてお尋ねします。

以上。

福祉対策課長（立川 照夫君） 福祉対策課であります。

ただいまの質問で、議案第22号、24号の「老人」の文言を「高齢者」ということで、これは変えさせていただきます。

23号の「湯布院福祉センター」を「湯布院高齢者福祉センター」という呼び名でよろしいんでしょうか。ああ、「センター」が多過ぎるんですね、そのこのと、ちょっと一応、検討させていただきます。

議長（後藤 憲次君） どうぞ答弁してください。迷うことなく。

健康福祉事務所長（今井 干城君） ただいまの件でございますけれども、現時点におきましては、老人とかいう言葉、これにつきましては、使わないようになります。

この老人あるいはセンター等々に含んで、検討させていただいて、場合によりましては、次期定例会におきまして、一部改正ということで、提案をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 農政課長です。19番議員さんにお答えをいたします。

それぞれ、集会所に関しましては、本来、集会所ということでございますので、地域の公民館的な役割を果たしてきた施設でございます。

そういうことでございまして、大分県の方と協議をいたしまして、国庫補助の返納がない単位のもの、農業施設条例からはずしたわけでございます。

川西のセンターにつきましては、農産加工所と、地域センターですか、地区公民館的なものと、温泉が、3つが一つの事業として、認可を受けております。

これにつきましては、4月以降、加工センターと温泉センター3つをばらして、補助金返納のないような方向で、農政局と協議をしまいたいというふうに思っております。

課題が残ってる部分だけ、農業施設用地と、施設条例の中に残してあるということになります。

で、ありますので、湯平地域の特産加工施設と奥江の分が、そういう課題が残ってるということで、農業施設条例の中に残していったという経過でございます。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案の提出する順序ということでございましょうが、この指定管理の関係で、もう順番を、指定管理に関する条例は、全部、並べております。

それと、廃止の方の44号議案ですか、これについては、農政課の方の条例ということで、初

め、総務課といたしましても、条例は廃止して、そして、制定という形を、検討いたしたわけですが、指定管理の関係を、同じ説明をするのに、並べた方がいいということになりました。指定管理が先になって、廃止が後になったということになります。

特に、この条例、議案番号が、前後するという点については、今議会に提案している条例については、特に問題ないと理解をいたしております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 高齢者の分は、ぜひ名前を変えたものを、新たに条例として提示してもらいたい。

先ほどからその条文についても、不備な点を多数、この指摘をされておりましたから、それもあわせて、新しい条例を提示してもらいたいと思います。

それから、議案の順序ですけど、これは、一つ一つ我々は、議決をしていくわけですから、一括議決じゃないんです。1号議案、2号議案、3号議案というふうには議決していくわけですから、まあどう考えても、先に議決、後に云々というのは、ちょっとおかしいような気がするもので、これはひとつ今後の検討課題として、ぜひとも直してもらいたいと思います。

それから湯布院の福祉センターについても、これは、ぜひともこの条例の文言です。これは紛らわしいので、さっきセンターですかという話が出ましたけど、もう1回言います。「由布市湯布院高齢者福祉施設条例」と改めてもらいたいと思っております。

それから27号です。この長期滞在型施設条例の制定についてと、この条例は既にあるんですかね。それをお尋ねしたいと思います。

この例規集、見たんですけど、どうも見つからんようにあるんですが。

農政課長（平野 直人君） 19番議員さんにお答えいたします。

旧湯布院町時代は、そういう条例があったというふうに思っております。合併をして、農業施設条例の中に、一括してこれをやったということで、あったということになります。

でありますんで、新たに議案第27号の条例を、制定をするということで御理解を賜りたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 提案理由が、みんな条例の整備というような文言で、しめくくっておるんですね。この条例だけは、新しい条例なんですね。それで制定を行うという、新たに条例を制定するというふうな方向で、提案すべきじゃなかったかなと思います。

しかし、その前にもう一回、確認したいんですけども、石武農民研修センターです。これは防衛の施設でできた。これはもう国と防衛施設庁、そういうところのもう許可というか、いいです

よというお墨書きをいただいとるんです。ということと同じように、その奥湯の郷です、奥江の長期滞在型のそれも、3点セットからはずして、国、県の了解をとっておるということ、もう一回、確認したいんですが。

それだけ、念押しを、押させてください。

議長（後藤 憲次君） ただいまの吉村幸治君の質問については、ちょっと休憩をお願いしたいと思います。

これで、暫時休憩します。午後は13時から再開をいたします。

午後0時10分休憩

.....
午後1時00分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

午前中、吉村幸治君の質問に対する答弁をいただきます。農政課長、どうぞ。

農政課長（平野 直人君） 19番議員さんにお答えをいたします。

自治公民館施設等に、農業施設条例から、移行したものにつきましては、補助金の返納はございません。

長期滞在型施設、奥江の関係でございますが、この件につきましては、今、県と協議し、農政局と、最終的には協議をしながら、補助金を返納のないように、もっていきたいというふうを考えているところでございます。

議長（後藤 憲次君） 秋吉課長。

湯布院地域振興課長（秋吉 洋一君） 湯布院の地域振興課長の秋吉でございます。

吉村議員さんの御質問にありました石武公民館について、御回答申し上げます。

この施設につきましては、防衛庁の特定防衛施設周辺整備事業交付金で、整備したものでございます。

福岡の施設局と協議する中で、所有者が変更するわけでもない。それから当初の設置目的が変更するわけでもない。なおかつ、この指定管理者制度は、国が奨励する事業であるということからして、何ら問題ないというような回答を得ているところでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 今、お答えいただきました25号ですけども、この石光集会所のこの地番が、川北の1243番地の2、それから由布市石武農民研修センターが、川北の同じ地番、ほとんど同じ隣接ですから1244番地の1というふうなことで、ここに2つの集会所ができるというのは、いかがなものかなというふうな思いがするんです。

地域の方々が、この農民研修センターを、従来、集会所と使用してたんですけども、その使い勝手が悪いということで、何とかこれを改修させてほしいということ、町に請願、陳情等がなされた経緯もございます。

そうした中で、この研修センターというのが、所期の目的と違う目的外使用ということではできないと。また補助金の関係で、できないということで、石光集会所がその同じ、ほとんど同じ敷地内にできたという経緯がございます。

しかし、今の説明を受けて、この農民研修センター等がそういう記載等も、完全にクリアしとると、問題ないということであれば、あと地元の方に、指定管理をお願いすることになるんですけども、2つ、お願いするというのもいかなものかなというふうな思いはしますけども、一応、研修センターについての、国から、県からのゴーサインが出たというふうなお答えと思い、了解をいたしました。

次に、その奥湯の郷ですけど、恐らく、私は、こういうのは、確認をして、議案として出すべきだというふうに思っております。

先ほどから言うように、3点セットで、平成8年に、私が議員になったときに、こういう施設ができたという経緯がございますから、一つだけのけるというのは、いかなものかなというふうな思いがしております。

そうした中で、心配になるのは、今、川西の交流センター等が、今後、どうなっていくのかなというふうな思いがいたします。

しかし、この奥湯の郷の件が、長期滞在型施設条例の制定について、まだ検討中であるということ、協議をしますということになれば、議案としては、少し、早計過ぎたんではないかなというふうな思いがしております。

それから、この中の指定管理を見て、その25号ですけど、また戻りますけど、ここは教育長が、何か指定をするというようなことをうたってるんですけども、教育委員会ですか。この辺の違いはどうするのかということ。25号については、もう1回お尋ねをいたします。

それから、27号、これは議案としてそのまま審議を、我々をお願いするのかどうか。その点をちょっとお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 議案出した課は、どこですか。

議員（19番 吉村 幸治君） この指定管理者に関する管理第3条第3項ですね。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 議案第25号の集会所及び辻公民館施設条例の制定についての第3条の第3項ですけども、その第1項に、「1市町は」ということがございます。指定管理の……、あ、済みません。第3項については、その申請を教育委員会、この集会所及び自治公民

館については、教育委員会が所管課になりますので、教育委員会の方に申請をするということにいたしております。

ですからこの施設につきましては、教育委員会所管の施設ですので、教育委員会の方に申請を出し、教育委員会の方から、また選定委員会の方に、選定を審議した上で、教育委員会の方から、議会の方に、指定管理者の指定については、出すようにいたしております。

議長（後藤 憲次君） ちょっと、今、吉村議員、いいですか、もう。ちょっと、答弁、答弁。吉村議員に対する答弁。 今は25号。

農政課長（平野 直人君） じゃ19番議員にお答えします。

27号議案でございますが、過去に野津原町が、大分市に、吸収合併をいたしました。もろもろの野津原町の施設は、それぞれ払い下げをするなりして、合併をなさいという経過がございます。そういうことも踏まえて、県の方とも、協議をしております。補助金返納のないという位置を確認をしております。

ただ、事務手続上、6月をめどに、それを解決をしたいというふうに思っておりますので、27号は、このようにお願いをしたいというふうに思っているところでございます。

議長（後藤 憲次君） 立川剛志議員、どうぞ。

議員（3番 立川 剛志君） 3番、立川剛志でございます。

25号といたしますが、今、問題で、1万7,681ページの由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の中で、第2条市長または教育委員会（以下「市長等」）とうたっているんですが、この第25号の3条には「市長」ということしか入っていないんで、「等」という言葉を入れたら、解決するんじゃないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 行財政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 御指摘の点につきましては、ちょっと検討させていただきます。

議長（後藤 憲次君） 一応、検討ちょうことで。ほかに質疑、ありませんか。

ないようですので、これを質疑を終わります。

日程第33・議案第31号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第33、議案第31号由布市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の制定についてを、議題として質疑を行います。

質疑ありませんか。はい、どうぞ。吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 31号の重度心身障害というこの「害」という字を、今はもう使わないというふうに、今、国の方になっております。

これはひらがなで、書くべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（後藤 憲次君） マイクを。

福祉対策課長（立川 照夫君） この障害の「害」の字については、先日の県の担当課長会のところ、話が出ました。

これを全部、変えると、膨大な量になるんで、そこはうまいこと、使い分けてくださいというような、県の方の意向だったんですが、今回の分につきましては、従来どおりのこの「害」という字を使っております。

できれば、今後、ひらがなの方に改めていきたいというふうに考えております。

議長（後藤 憲次君） ほかに、質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

日程第34．議案第32号

日程第35．議案第33号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第34、議案第32号由布市奨学資金に関する条例の制定について及び日程第35、議案第33号由布市教育奨学金資金基金に関する条例の制定についての2議案は、関連がありますので、一括議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 第33号の方について、質疑の事前通告をしておりました。

33号の奨学金資金基金に関する条例の制定の方ですが、今回、提案理由の説明のときに、旧挾間町でやっていた奨学金制度を、由布市全体に広げるためという説明がありましたが、この奨学金のための基金を、新たに設置するという条例のようですけれども、過去、挾間町では、奨学金のための基金を設置していたのかどうか。設置していたとすれば、それは一度、廃止したのかどうか。それから残金があるとすれば、幾らあるのか。教えてください。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

学校教育課長（太田 光一君） 学校教育課の太田です。お答えをします。

挾間町におきまして、この条例はございません。今回、挾間町のこの基金を、全市に拡大をするということで、今回、1,000万円の増額をしたものでございます。

挾間町で、この奨学金を受けていた者が、19名おります。平成17年の9月末現在の残高ですが、定期預金が1,000万円ございます。それから普通預金が320万8,624円ということになっております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。西郡均君。

議員（ 8 番 西郡 均君 ） 挟間町のときには、条例はなかったということなんですけども、附則の中に、経過措置の中に、奨学資金に関する条例では、合併前の挟間町奨学会規定、昭和 53 年 4 月 1 日施行というふうに書かれています。

また、基金条例の方は、やはり附則の第 2 で、挟間町奨学会規約の規定によりということ、規定、規約、両方、使ってるんです。どちらが正しかったのか教えてほしい。

それと、奨学資金に関する条例の、実際の運営はどなたが行うのかというのが、かなり不明確な条例になってます。

2 条では、審査等については、由布市奨学会が行うというふうになってます。そして、この中には、第 5 条で、由布市奨学会に関する規則で定めるということですから、奨学会に関する規則というのが、別にあるんだろうというふうに思いますけども、採用の選考 6 条で、市長が決定通知するというふうになってます。

本来、基金を……、資金を与えたり云々ちゅうのは、市長が財政持ってますから、それしなきゃなんですけど、あと、運用に関して、こういう規定の仕方はおかしいんじゃないかというふうに思うんですけど。

実際は、教育委員会の中で、選考決定が行われて、後運用を行うというのが、正しいんじゃないかというふうに思います。

ところが、5 条の文中では、由布市奨学会に関する規則になってますけど、第 26 条には、この条例の施行に関し、必要な事項は、選考委員会規則で定めるということで、選考委員会規則に委任してるんです。

これは、さっきの条文とも矛盾するんで、いわゆる市長あるいは奨学会、教育委員会のそれぞれの立場等が、この条文すべてを通じて、不明確になってるんで、それはきちっと統一して、また、委任事項も、いろいろまちまちに表記するんじゃなくて、統一された規則、あるいはどういう形で委任するかというのを、きちっとした方がいいと思います。

いかんせん、もともと挟間町というので、なかなか言いにくいんですけども、せっかくつくるわけですから、由布奨学会のは、やはりほかの人に出して、恥ずかしくないようなそういう条例にしてほしいというふうに思います。

以上です。気がついたところで、答弁できるところは答弁してください。

学校教育課長（太田 光一君） はい、お答えをいたします。

奨学会挟間町のときに、挟間町奨学会規約というのがございました。それを受けて、今回、条例を制定をしております。

先ほどの話の中に、由布市奨学会に関する規則を定めております。その中で、選考委員とありますが、その委員さんを定めておりますので、その選考委員会の中で、選考をし、決定をすると

いうことにしております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 当然、その選考委員会の所管は、教育委員会になるんですよね。にもかかわらず、決定は市長がするというふうになってるんです。だから、そういうことじゃおかしいんじゃないかというのが、私の疑問です。

それとあと、選考委員会の規則を別に定めるといふなら、わかりますけれども、ここでうたっているのは、この条例の施行に関し必要な事項は、選考委員会規則で定めるとなってますから、奨学会規則をつくってますよちゅうのは、ちょっとおかしいんですよ。

奨学会そのものがどこにも、定義が打たれてないんですよ。奨学会にて行うというだけの話で。

私の疑問はそういうことなので、後で、付託された文教委員会できちっと議論してほしいというふうに思います。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。 これで質疑を終わります。

日程第36．議案第35号

日程第37．議案第36号

日程第38．議案第37号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第36、議案第35号由布市職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第37、議案第36号由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、日程第38、議案第37号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についての3議案については、職員に関連する条例の一部改正でありますので、一括議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 今回の改正で、特に目立つのが、公安職の、現行8級制を改正後7級制にするということで、どう見てもこれ、差別的取り扱いとしか思われんですよね。

一般職が、部長級が、何級ですか。今度、8級にするんですか。8級にするので、同じ部長職の消防長が、7級でいいんだという発想が、私にはどうもわからないんです。

そういう取り扱いをしていいという根拠が、何を根拠にそういうこと、出してるんか。

従来、一部事務組合のときは、まるっきり地方公共団体として、別物でした。それはそれで、言いわけができると思います。

しかし、今度は、由布市に一体となっておるにもかかわらず、一般職は8級でいいけども、消防職は7級でいいんだちゅうの、平気で言えるというその神経が、私にはわかりませんよ。

ほかのところではいろいろ、人権同和だとうだ、何とか言いますけれども、肝心のこういうところで、そういう差別的な取り扱いをして何とも思わないという、そこ辺の発想が、私には全く理解できないんですけども、これは、どちらかという、総務部長よりも、市長のその発想の感覚が、私はもうちょっと頭開いてみたいちゅうような感じがするんですけど。どちらでも結構です、お答えいただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 済みません。総務課長です。篠田です。西郡議員の御質問にお答えいたします。

確かに御指摘のように、行政職給料表におきましては、現在、9級制でございますが、それが地域給の導入によりまして、8級制になります。

で、公安職につきましては、現行8級制を、7級制ということで、これも、人事院勧告に基づきまして、制度改正を行っております。

その中で、現行の由布市に発足をいたしまして、消防職員も由布市の職員ということで、一本化されてきておりますが、給与体系そのものにつきましては、従来どおりの公安職で、今までやってきております。

その中で、今度の地域給の導入ということで、人事院勧告に準じまして、8級制を7級制ということで、給与制度を改革するものでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 人事院勧告はそんなのないんですよ。

地方の公安職が、7級でいいんだなんて、どこの人事委員会が、人事院がそんなこと言いますか。証拠を見せてから言うてくださいよ。そんなばかげたことは絶対言うわけないんだから。

そういう点で言えば、それぞれの自治体の裁量で、何級制を取り入れるかというのは、自治体が決めることです。だって、人事院はもっとあるでしょう、級はいっぱい。だからそういう点で言えば、そんないい加減なことを答弁しないように。

そして、きちっとそれを採用したからには、それで皆さんに、申し開きができるように、言うてくださいよ。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑、ありませんか。 これで質疑を終わります。

日程第39・議案第38号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第39、議案第38号由布市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 国民健康保険税の一部改正、事実上、値上げ改正だと言わざるを得ないと思いますけれども、1点目は、今回、提案理由の説明の中で、一括して統一できなかったのが、今後、3年間かけて、統一すると。所得割の部分がまだ、旧挾間町、庄内町、湯布院町で違う部分を、統一していくということですが、今後、3年間、どうやってどのような方向性で、統一をしていくおつもりなのかをお伺いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課の佐藤です。1番議員の御質問にお答えします。

当初、この条例を出すに当たりまして、検討に検討を重ねてまいりました。当初、合併の話の持ち上がった時点では、非常に税率も近かったし、いろんな平等、均等も近かったということで、均一課税という話をしてまいりました。

しかし、合併の直前になりまして、所得割の11%ということが出まして、これを試算しますと、湯布院と庄内、これは平等、均等等、計算してみますと、一挙に上げると、これは所得のところもありますけれども、非常に、格差があるということから、県の方に伺いを立てました。

県の方は、5年間の合併の特例があるということですが、由布市に関しましては、最長3年ということで、合併した段階ですので、18年度の様子を見たいという意味からも、18年度で、このような税率でお願いしたいということで、不均一課税ということでしたわけでございます。

将来的には、20年を目標としておりますけれども、これも18年度いかんでは、18年度に、一本化もできるんじゃないかなと。現在、非常に医療費が上がっております。医療報酬も若干、下がりましたけれども、国の、インターネットで見ますと、下がった割には、医療費がそう下がってないというようなこともありまして、18年度のこのような状況で、税率を10%、それから均等割を2万5,000円、平等割を2万1,000円というようなことで、去年の、17年度の見込みの、実績見込みの3.66%ぐらいのアップを見て、設定しております。

これにおきましては、税率がこれだけ上がるということは、国から来る予算も、それに準じて上がるということでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 市長に一言、考えをお伺いしたいと、言っていたきたいんですが、実際、合併してみて、国民健康保険税が実質、値上げをされていることになります。

今さら言いたくはないんですが、合併協議会では、市民の負担は上げずに、サービスは下げずにということ、前提としていたしましたが、その逆行を行くことが、もう既に行われております。

このことについて、市長は、合併まで持ち込んだ町長としての前歴もありますけれども、改め

て、今、市として、やはりこの市民に負担を強いたと、負担をふやしたということについて、どのようにお考えでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。 マイクを。市長、そこにマイクあります。

市長（首藤 奉文君） まさにそのとおりで、合併のときには、できるだけ市民の負担を軽減ということで、取り組んでまいったわけでありますけれども、こういう医療費の高騰、また給付の高騰ということで、もうこれは、市の財政から考えたときに、どうしても避けて通れないという状況でありまして、市民の皆さんの理解をいただかなければしょうがないという状況であります。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 実際、そうだと思います。

これは国民健康保険税だけのことではなくて、今回、18年度予算も挙げられていますが、合併しても財政が厳しくなって、やっぱり市民に負担を強いらざるを得ないということで、一言、合併前に、旧3町民に約束をしていた市民の負担は上げないということは、撤回するということをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 非常に厳しい質問でありますけれども、そうせざるを得ないという状況であります。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） これは国保の運営協議会でも指摘したんですけども、赤字になったから上げたいというなら、私もわかるんです。赤字になる前に、赤字を予測して上げるちゅうのは、これどうも挟間のときと一緒にあって、納得いけないんですよ。

例えば、大分市なんか、赤字続き、累積赤字は、あんなに貯めてるけども、値上げは踏みとどまってる。また上げるみたいですけど、今度。あっこだって、基金、1銭もないんですよ。

由布市だって、まだあんた赤字になるかどうかもわからんと まあ見込んでますけど 赤字がこういうふうになったから、何とかやむを得ないからお願いしますというのならわかるけども、こういうやり方、おかしいんじゃないかというふうに思うんですけども、これは運営委員会では、担当課に答えてもらってるから、当然、また市長になるかな。

お願いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） そういう論理もありますけれども、赤字財政ぎりぎりのところでありますから、赤字になるというの、目に見えてる状況でありますから、やむを得ないというふうに考えております。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） ついでに言わせてもらえば、挟間は赤字になるからということで、一般財源からクリアできないということ、言い張っていたのが、土壇場で、1億6,000万円、やっぱり繰り入れたんですよ。

1億円は、基金6,000万円ということで、やったんですけども、結局、大分市だって、そういうふうにしてるわけです。

ほかの市をとにかく言うつもりはありません。しかし由布市では、赤字がこのくらいになったということが出てからでも遅くないと、私は思います。

そういう点で言えば、国保の委員さん方が言ったように、やはり平均値で、挟間は下げて、庄内、湯布院は3割の若干、所得割に入れるわけですから、その分は上がりますけども、それを中間点に設定して、それから様子を見るということでどうかという意見が大半だったにもかかわらず、やっぱり執行部の提案を皆さんで認めざるを得ない、お願いしますと何度も言うから、皆さんもそれに負けたんでしょう。お願いされたみたいですけども、そういう考え方が、なぜできないのかというふうに、疑問に私は仕方ないんです。

そういう点では、今度、付託される委員会で、十分その点を議論されて、思い切って、議員の英断で、これを修正で議決するようなことやってほしいというふうに思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑ありませんか。 これで質疑を終わります。

日程第40・議案第39号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第40、議案第39号由布市介護保険条例の一部改正についてを議題として行います。質疑、ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 提案理由で述べられている第3期介護保険事業計画、この3カ年の計画については、もう既に私、手元にいただいているんですけど、ちょっと、私が、うっかりしとったら申しわけないんですけど、どういうふうになってるのか教えてほしいと思います。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課長の佐藤です。

まだ、今、策定の計画はできておりますが、まだ今、印刷等しておりません。でき上がれば、近いうちにしたいと思っておりますが、この計画につきましては、2期が17年度で終わります。

で、3期が、ことしの18年度、19年度、20年度ということで、策定を、今、しております。

そうした中で、現時点では、非常に、高齢者、高齢者ですか、65歳以上の人が、非常にふえ

てるということから、上がる要因も出てきております。

その中で、由布市においては、施設が計画されております。

これは、県の指導のもとで進めておりますが、その施設の増についても、この介護保険料の計画に基づく保険料の策定をしております。

さらには、新しく地域支援、地域支援という法律が、介護保険の改正の中で出てまいりました。その中のことについても、この計画の中でうたわれて、この中の要因として、策定要因として上がっております。

そのようなことから、今回、このような提案を申し上げたわけでございます。

計画書については、まだ出回ってないということでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 出回ってないということで、自信を持つんじゃないくて、これ、予算も条例も含めて、その計画に基づいて具体化されたものでありますから、ぜひとも立派なパンフレットじゃなくていいんです。計画書、そのものを議員に配付方をお願いします。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。 これで質疑を終わります。

日程第41．議案第40号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第41、議案第40号由布市母子家庭医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

日程第42．議案第41号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第42、議案第41号由布市保健センター条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

日程第43．議案第42号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第43、議案第42号由布市公民館条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 公民館条例の一部を改正する条例、条例の中身の2つ目が、「別表3表に次を加える」ということで、ロビーの使用料をつけ加えておりますけれども、備考欄に、ロビーを教室や会議等により使用した場合に限り、使用料を徴収するとあります。

この教室や、会議等により使用した場合というのが、非常にあいまいだと思うんですが、今、現在、湯布院のロビーの使用を見てみますと、ちょっと集まって、何人かのグループで、打ち合わせをするというようなことがありますけども、どこまでをどういうふうに、ロビーを会議に使用しているというふうな、どういうところを規定して有料にする、徴収するかしないかっていうのは、判断されるんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

湯布院公民館長（佐藤 和利君） 湯布院公民館の佐藤です。1番議員の御指摘のありました備考欄に書いておりますロビーを教室や会議室等により使用した場合にという備考欄にうたっておりますが、小林議員も御存じのように、湯布院公民館で、ロビーの分で、トイレ側の部分を、完全に仕切って、それを教室等で使用できることが、もうこれは以前からありまして、4月から、使用料を納入してもらうに当たり、この規定がございませんでしたので、新たに、このロビーに関しての使用料の規定を、改正をお願いしたところでございます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 今回のロビーの部分も含めてなんですけれども、今まで湯布院の公民館では、使用料を取っていなかった。それを4月から取るようになったことについてなんです。今まで、取っていなかったものを、改めて取ると。ほかの挟間・庄内のところで取ってるから、あわせるためというだけでは、理由にならないと思います。

今までは、旧町民が、ただで使用できていたものを、改めて有料化するのであれば、例えば、きちんとした整備、今まではただだったからこそ、電気が切れていたりしても、それから掃除も自分たちで、全部していたりしていたんですが、改めて有料化するのであれば、そこら辺の整備を、きちんとどのぐらいまでやるつもりでいるのかということ、きちんとお尋ねしたいと思うのと、もう一つは、由布市公民館条例の8条の中に、市長は、必要と認めるときは、使用料の全部もしくは一部を免除できるというふうになっておりますが、この必要と認めるときというのは、どういうふうなときなのか教えてください。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 1番議員にお答えいたします。

先ほど言いましたように、3町が合併して、由布市となりました。それで、各館には、使用料の規定がございます。その規定がある以上、やはり全体で、挟間だけが取るんじゃなく、湯布院だけが取るんじゃなく、全体的に、使用料というのは必要だと、いただくのが当たり前だと思っております。

しかし、その中で、どうしても、団体、社会教育に属する団体、いろんなものがあると思います。それで教室とかいろいろ開いていると思います。

特に、各種団体の部分があると思います。女性団体連絡協議会、それからPTA、いろんな等で、社会教育に準じた団体があると思います。

それで、今、先ほど議員さんが言われましたように、由布市公民館条例の第8条に減免申請をすることができると思えます。その中で、市長が必要と認めたとときというのが、今、言うような社会教育団体、社会教育に従事してるといいますか、附属する団体等の方々のことを申し上げてるところでございます。

それで、これは12月から、どういうふうな減免の申請をするのか。今、各公民館の職員全員で考えてきて、今、そういうところで到達したわけでございますが、急遽、こういうことに、3月でお願いするということは、4月から始まります、教室が。それで、それに先がけて、一応、使用料というのを、規定を設けたわけでございます。

それで、減免申請等をいただければ、そういう方については、市長の判断を仰いで、決定していただきたいと思えます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 今、減免申請を出せば、検討していただけるというお答えいただきました。

ぜひ、社会教育に属する団体が主催ということだけではなくて、今、公民館でいろんなイベントや事業が催されております。

由布市が、後援を出してるような催し物もあります。ぜひそういうことについては、そういうことをしっかりと根拠にして、どういうときに減免して、どういうときに減免しないのか、きちっと考えていただきたいと思えます。

ぜひそのせめて由布市が後援しているようなイベントについては、使用料は、由布市側が持つという意味で、減免の検討をお願いしたいと、ぜひ思います。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 今、言われたように、後援、それから共催、これについては、今、教育委員会、定例教育委員会の方で、その判断を審議しているところでございます。

それで、やはり共催、それから後援になっていただきたいということになれば、依頼申請をお願いしたいと思っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかにありませんか。 これで質疑を終わります。

日程第44・議案第43号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第44、議案第43号由布市特別会計条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

日程第45・議案第44号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第45、議案第44号由布市農業施設条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 先ほどの指定管理者関係の条例の中で、吉村議員が、聞かれたことと事前の通告内容が大分、ダブリますので、それで結構だというふうに。

ただ1点ですね、提案の順番がおかしいということだけではなくて、今回、この44号で、今回、指定管理者制度に出しているもの、全部一遍に抜いてますけど、その複数議案、ほかの指定管理者に出すものが、何施設かあって、それを一遍に抜いてる条例改正なんですけども、これ、要は、何が言いたいかということ、その抜いた指定管理者制度のやつを、全部可決することを前提として、こういう条例案を出されているとすると、これは提案の仕方、大変問題なんではないかというふうに思います。

具体的には、例えば、「陣屋の村」の施設の可決と、最後の方の「かぐらちゃや」の指定管理者の可決を両方しないと、この44号は成り立たないというふうになると思いますけれども、こういうふうに先に出した条例の、複数の条例の可決を前提として、一つの次の議案をつくるということに、問題があると思うんですがいかがでしょうか。

総務課長（篠田 安則君） 総務課長です。

1番議員の御質問にお答えいたしますが、今、提案しています議案については、あくまでも議決をされるという考えのもとで、提案をいたしております。

もし、仮に採択ができないというようなことになりましたと、その時点で、またその対応を検討しなければならないと思っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） そんなことあり得ないと思うんですけど。

今回の、例えば議案で、「陣屋の村」の指定管理者制度が否決されて、それで「かぐらちゃや」が可決されて、それでこの条例案を可決したらどうするんですか。

これ、少なくとも、前の条例が可決するまでは、提案すべきではないと思うので、撤回するべきだと思いますがいかがでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 済みません。篠田です。

提案している以上は、何とか、可決をいただきたいということで、その方向で努力をしていきたいと思っておりますが、もし、万が一、そういうような事態になれば、またその対処の方法は、考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） これはそういうこと許しちゃいけないと思います。議会の議決の運営の方法にかかわることなので、質疑というよりは、これ、議長にお諮りしますけれども、議会運営委員会、再度開き直して、こういう提案について、撤回すべきであると思えますし、こういう議会の議決を前提としたというようなことを堂々と言われては、議会の権限の失墜にもつながりますので、これはぜひ、議会運営委員会に諮り直していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（後藤 憲次君） じゃ、この議案は、再度、議会運営委員会で諮りたいと思います。ほかに。

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。 これで質疑は終わります。

日程第46．議案第45号

議長（後藤 憲次君） 日程第46、議案第45号市道の路線認定についてを議題として質疑を行います。

質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

日程第47．議案第46号

日程第48．議案第47号

日程第49．議案第48号

日程第50．議案第49号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第47、議案第46号事務の委託協議について「大分市」から、日程第50、議案第49号事務の委託協議について「九重町」までの4議案については、関連がありますので、一括議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

日程第51．議案第50号

日程第52．議案第51号

日程第53．議案第52号

日程第54．議案第53号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第51、議案第50号大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減について、日程第52、議案第51号大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合理約の変更について、日程第53、議案第52号大分県消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合理約の変更について、日程第54、議案第53号大分県交通災害共済組合理約の一部変更についての4議案については、関連がありますので、一括議題として質疑を行います。

質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 最後の交通災害のは先ほど伺いましたので、いいですけども、まだ許可書もらってませんけども。

消防補償と退職組合の、先に専決処分した許可書、許可番号ですか。許可書、後で写しをください。

現行の、現時点の規約も後でください。許可番号と月日がわかれば、教えていただきたいと思っています。処分した分です。今度の議案については別に、今からですから、あれですけど。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長でございます。

8番議員の質問でございますが、まず消防補償等組合は、17年の10月1日に、専決をいたしてございます。

許可番号ですが、指令地行第1053号であります。許可日につきましては、17年の10月1日であります。

市町村会館の管理組合もですかね。これはいいですね。

あと1件は、退職手当組合ですが、これにつきましては、最新が、平成17年の5月17日専決という資料しか持ち合わせておりませんので。

ちょっと手元に持ち合わせておりませんので、後のまた規約とともに、提出をいたしたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。 これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は14時5分から行います。

午後1時55分休憩

.....

午後2時10分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

日程第55・議案第54号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第55、議案第54号平成17年度由布市一般会計補正予算（第2号）についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に、順次発言を許します。まず3番、立川剛志君。

議員（3番 立川 剛志君） 3番、立川でございます。

8ページの債務負担行為の補正でございますけども、下側の大家畜経営活性化資金損失補償につきましては、前回、金額の間違ひがあるんじゃないかということで、御指摘をしたところ、今回、訂正をされておるようでございます。

この金額の差が、かなりあるようですが、これは、私が付託されます常任委員会、観光経済委員会の方で、またお聞きをしたいと思っておりますので、これは結構です。

上の方の湯布院の指定管理のときの分だと思っております。道の駅、それから青年の家ですか。それと国民宿舎。この3点で、これは12月の予算のをもらったときには、計上されてなかったようですが、今回、追加ということで、17年からということで、多分記載漏れがあったんだということ、これを見てわかるんでございますけれども、このそれぞれの指定管理者に、経費として、100万円、400万円、500万円それぞれ債務負担行為をしているようでございますけれども、この中身について、何か目的があるのか。

どうということ、債務保証してるのかというものを、第1点としてお伺いしたいと思います。

それから、全体的にも、言えることなんでございますけれども、債務保証の中に、例えば農協への債務保証、それからこのように、ただ単に、経費に対する債務保証等が、いろいろ債務保証の中身があるようございますが、これが、明記できるような別表といいますか、表ができないものか。

と言いますのが、今回、一般予算で、損失補償が1,600万円程度上がっているようございます。

これにつきまして、関連して、そういう別表で、明確にできないものか。いきなり、損失補償が上がってきている。これも、私の付託されている常任委員会で、またお話を聞きたいと思っております。

そういうことで、この中身と、そういう別表等がつけられないのか。

私が思うのに、その含み損です。長い間の遅れとかがあって、この中にかなりの含み損があるんじゃないかというような気がしてなりませんので、その点について、お答えを願いたいと思

ます。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 財政課の米野です。

まず、上の債務負担の8ページの第3表の債務負担行為の件でございますが、上の3件につきましては、旧湯布院町のときのものでございまして、立川議員、言われましたように、確かにこれ、本予算のときに、計上すべきものでございました。計上漏れで、今回、計上させていただいたということでございます。

この3つにつきましては、同時期に、指定管理制度委託したものでございまして、契約書の中にならうたっている施設でございます。

100万円、400万円、500万円と限度額うたってますが、これは、大規模改修が起きたときに補償する補償でございまして、事態発生時のときの限度額として、上げております。

次に、下の変更につきましては、確かにこれは、当初予算でも掲載して、計上していますように、この後、含み損もございますので、当初予算から計上していきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 立川剛志君。

議員（3番 立川 剛志君） 大家畜活性化の方は、常任委員会の方で、また聞きたいと思っております。

ただ、上の3つの大規模改修っていうところの考え方は、どういうふうなとらえ方をしているのかお伺いします。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 当時、湯布院町がこの3つの指定管理者制度に基づきまして、契約協定を行っているところです。

当時の理解としまして、確認事項としまして、大規模改修につきましては、例えば、地震、災害等で、例えばの例ですけど、家屋が崩壊したとか、温泉施設からお湯が出なくなったとか、そういう自然災害による災害について、大規模災害というふうに理解をしております。

単なる水道による、水道水の冬季の凍結とか、ガラスの破損とか、便所のつまりとか、こういうふうについては、指定管理者でお願いするというふうなことで、確認をしているところでございます。

議長（後藤 憲次君） 立川剛志君。

議員（3番 立川 剛志君） わかりました。

この差をつけた理由が、ちょっと私には、ちょっとわからないんですけど、まあ規模の大きさ等が違うということで、補修内容が大きく違ってくるということで、多分、こういう結果になっているんだろうと思いますけど、この債務負担行為があるということを、指定管理者側は、知って

おられるのかどうか。

若干、私、その辺が、一部聞いたところ、指定管理者の方が、理解されてないところがあったようですので、これは、ちゃんと説明をして、こういう負担行為をしてるんだということを、説明をしてください。

以上で終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 今の3番議員の質問内容とほぼ同じ内容を聞こうと思って、通告しておりました。

改めて、今、最後にお聞きになった分の答えがいただけてないので、そこを重ねて聞きたいと思います。

その金額の根拠です。なぜ、道の駅が100万円で、青年の家が400万円で、国民宿舎を500万円と設定したのか。これ、何か、家屋調査みたいなものをしたのかどうかということと、もう一つは 済みません、これは私の勉強不足なんですが 指定管理者制度に委託した場合には、必ず、こういう債務負担行為を起こしておかなければならないという規定があるのかどうか。

今回、17施設出そうというふうにされてますが、もし、これが全部、可決された場合に、この17施設すべてについて、こういうことを、これから市がするのかどうか教えてください。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 前段の回答を申し上げます。前段につきましては、施設内容・規模の内容によって、差がついておるところでございます。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 債務負担行為につきましては、今回、これが議会で議決されて、いよいよ指定管理者の指定の議決をいただいた後、それぞれの指定管理者と協定書等を結ぶ段階で、その負担行為に、債務負担にかかわる文言が盛り込まれる施設については、債務負担の議決もお願いすることになるかと思っております。

議長（後藤 憲次君） いいですか。

次に、9番、淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 9番、淵野です。

39ページの4款衛生費3目精神保健福祉費の中の19節なんですが、ほとんどこの精神保健福祉費は、減額になっているんですが、さくら会共同作業所補助金が、金額は少ないんですが、9万円の減額となっておりますが、その内容、どういうものが減額されたのかをお願いします。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

健康増進課長（大久保富隆君） 健康増進課長です。

9万円の減額の理由でございますけども、当初、国庫補助金を80万円で見積もっておりました。それが89万円ということで、9万円多く国庫補助金が出ました。その関係で、市からの補助金はその分、国庫がふえた分だけ、不用額がでたということでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 国庫補助金が89万円、これは次からは、新年度からは出ないんですよね。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

健康増進課長（大久保富隆君） 健康増進課長です。

それは、まだ県からの正式な回答がきておりません。うわさではそういううわさが出てますけども。まだ担当課の方からは、正式に来てませので、その辺は、今のところ、新年度では、一応、80万円という見込みをしてます。

もし、そういうのがあれば、また補正等で対応したいと思います。

議長（後藤 憲次君） いいですか。淵野議員もいいですか。

次に、11番、二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 11番、二宮です。

40ページの19節小型合併浄化槽の設置補助金ですが、1,400万円というかなりの大きな減額になっております。

新年度も、5,000何百万円ぐらい予算を組んでるんですけども、これ、合併に伴うことによって、申請者が、申請をしそこなったのか。それか、当初の見積もりが、大きく見積もりし過ぎて、こういうふうな減額になったのか。その点についてお聞きしたいんですが。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

環境課長（麻生 哲雄君） 環境課の麻生でございます。

二宮議員さんの質問の件でございますが、平成17年度は、当初予算で、3町合計で、190基、合併浄化槽の予算組をしておりました。

それで、17年度現在の実績で、146基ということで、大幅に、当初の予算の数字から見ると減ってございます。それに伴いまして、国、県等の財源を落としております。

だから実績で上げた。そして、本市の場合は、御存じのように、12月から1月ぐらいに上げますので、その辺の差が出てるということでございます。

ちなみに、補正ではないんですが、新年度につきましても、今度の3月の市報で、合併処理浄化槽の補助金交付の仮申請というのを、回すようにしてますので、その辺で、ある程度の数は、

ここでわかってくるんですが、当初の予算組のときには、過去の実績に基づきまして、予算組をしている関係で、こういう減額になっております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 合併によって、申請しそこなったとかいうことは、聞いてないでしょうか。

環境課長（麻生 哲雄君） これは、申請がありましてから、また、各3庁舎の方に、申請を受けつけてましたから、実際には、工事完了後じゃないと、補助金は出しておりませんので。

今までの過去数年間の例を見ますと、190幾らとか、年によってもあるんですけど、大体、多かったですけど、今年ちゅうか、17年度は、今、現在、146基ということで、先ほど言いましたように、4分の1程度の減が出ておりますので、当然、歳入の国、県と、一般財源が減ってきているという状況です。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 次に、43ページの15節の工事請負費なんですけど、詳細説明では、これは向原別府線の北方校区ができないからということなんですけど、今度は、繰り越しもしております4,000何百万円ですか。これは、大きな原因としては、やっぱり用地交渉ができなくて、こういうふうに減額をしたのか、そしてこれを繰り越しをしてるんですけども、繰り越した次の18年度中では、そういう事業の実施ができる可能性があるのかどうか。その点についてをお尋ねしたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（生野 利雄君） 建設課長の生野です。11番議員の質問にお答えします。

工事費の5,045万1,000円、これは、特に、今、議員、御指摘のとおり、挾間町の市道、向原別府線、この内訳は、4,545万1,000円の減額です。

というのが、今、この工事費で組んでいたのが、17年度は、財産購入ということで、用地買収しております。

その下の17節の公有財産購入費が増でございます。これが北方校区の土地購入ということで、2,675万1,000円を、工事費を結局、落として、財産購入に組み替えをしました。

そして、18年度については、債務負担行為で、繰越明許でございますけども、7ページに戻りますが、これについても、4,700万円の用地の取得に、経費、日数が重なったということで、これは繰り越しということでございます。

そして、18年度については、新設改良工事を予算化しております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかにありませんか。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 済みません。通告をしていた項目がいろいろあったんですが、1ページずついくのかと思って、先ほどの1回目で、言えなかったので、事前に通告をしてる内容を伺いさせていただきたいと思います。4点あります。

31ページの2款1項1目20節の老人保護措置費です。減額で490万円減額しております。扶助費のところですが、これ、当初予算では、新規事業として445万円上げてたんですが、当初で445万円上げといて、補正で490万円減額してるっていうのは、これ、どういうことでしょうか。

それから、続けて4件なので聞きます。

33ページ、児童措置費の中の負担金補助金及び交付金で、保育園施設整備補助金1,700万円増額で、これ由布川保育園の改築というふうになっておりましたけれども、この事業に、新規事業として、補正で、この事業上げていることの理由を教えてください。

それから41ページですが、農業振興費の中の負担金補助金交付金の中の陣屋の村財団事業補助金500万円を新規で上げております。これ、なぜだか教えてください。

それから当初予算で、備品購入補助金160万円ついてたと思うんですけども、それ以外に、また500万円を上げているということの理由を教えてください。

最後、45ページ、小学校費の中の工事請負費、減額584万8,000円、これは工事内容と、減額理由を教えてください。

以上、4点です。

福祉対策課長（立川 照夫君） 福祉対策課より御説明申し上げます。

まず31ページです。老人保護措置費490万円の減額ということでございます。御指摘のように、当初というか、12月の段階で、補正を申し上げておりました。

今回の分の調整は、養護施設、寿楽苑なんですが、7月に1名退所しました。で、12月に死亡によるということで、予算全額を見たとしたところで、それだけの減額が出たということなんですが、合併当時に、合併したときに、合併前の予算の残額といたしますか、そこの把握を間違っていたというふうに聞いております。

今後、このようなことのないようにいたしたいと思います。

次の33ページ、保育園の施設の整備補助ということでございますが、これは、小林議員がおっしゃいましたように、由布川保育園の火災による改築の補助ということでございます。

当初、この補助につきましては、17年、18年、2カ年で、国の補助をいただいて、払うということだったんですが、今回、国の方から、18年度分を前倒してやるから、払ってくださ

いということで、今回、その18年の分を、今回、払うということでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 農政課長です。1番議員さんにお答えをいたします。

41ページの陣屋の村の財団法人の補助金の500万円でございます。旧挾間町の時代に、赤字補てんのために、上限を500万円として、赤字が出た場合は、補てんをしておったものでございまして、今回も、17年度の決算見込みでは、1千二、三百万円程度の赤字が見込まれております。

そういうことございまして、上限の500万円までということで、500万円、陣屋の村に補助するものでございます。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

学校教育課長（太田 光一君） 学校教育課長です。

45ページの工事請負費減額でございますが、これにつきましては、庄内町の各小学校の空調設備、それから西庄内小学校、プールの補修工事、これの入札減でございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 1点だけ。陣屋の村の補助金、赤字が出た場合に500万円の補てんをするということで、今回、補正で上げたということです。

1,200万円の赤字が見込まれてるということで、ここの補正の支出はわかりましたけれども、それを受けて、報告1号に関連するんですが、報告1号で、平成18年の半年分の事業見込みを受け取って、出されておりますけれども、18年度、この補正予算の段階で、1,200万円、1,300万円の赤字が出ていることの実績を受けて、この18年度の計画、予算計画というものについて、どう考えていらっしゃるのでしょうか。

どう考えても、500万円限度で、1,200万円の赤字見込まれていることを知っておきながら、さらに補助金も出しておきながら、こういう報告を受けているということが、整合性がないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 1番議員にお答えします。

18年度の事業計画は、数字を見る限り、かなりシビアにつくっているというふうにご理解をしてくるんですけども、いずれにいたしましても、陣屋の村の皆さんが、かなりの営業努力をしなければ、厳しい状況があるというふうに思っております。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑ありませんか。溝口泰章君、どうぞ。

議員（ 7 番 溝口 泰章君 ） 7 番、溝口です。

27 ページ、2 款総務費 1 項総務管理費 6 企画費の中で、15 節です。未執行にて、減額であるという 5,382 万円が上がっておるんですが、未執行のその対象、一体何の工事であって、なぜ減額であったのかが、先だつての説明で、私、ちょっとわかりませんでしたので、御説明お願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 7 番議員の御質問にお答えします。

これにつきましては、庄内地区の大龍地区に、庄内町が予定をしておりました分譲宅地 当時の庄内町の直営事業でございます 分譲宅地の造成事業に伴います経費の予算の減額でございます。

これにつきましては、数年前から当時の庄内町が計画をしておりました庄内地域の過疎の脱却、あるいは少子化の対策等につきまして、新しい住宅地をつくって、過疎の脱却を図ろうという目的で進められた事業でございます。

これにつきましては、今回、由布市合併後に、由布市全体の中で、都市利用、あるいはこの庄内地域のこれからのまちづくり計画、あるいは総合計画を見合わせて、今後、検討していきたいということで、本事業につきましては、中止じゃなくて、凍結をしたいと。そういう意味で、今回、この予算を、すべての予算を減額をさせていただくという形でございます。

議長（後藤 憲次君） 7 番、溝口泰章君。

議員（ 7 番 溝口 泰章君 ） そうしますと、当然、測量設計に係る経費というのは、もう既に支払い済みだと、もう済んでいるわけですね。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 設計費につきましては、予算計上終わって、設計ができ上がるところでございます。

議長（後藤 憲次君） 7 番、溝口泰章君。

議員（ 7 番 溝口 泰章君 ） この凍結解除の可能性というのはありますか。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 今後の由布市の総合計画をつくる、あるいは庄内地域の過疎自立計画の中には、計画が予定されているところでございます。

今後の世論の流れ、あるいは総合計画ができた段階での庄内地域としての役割等を勘案しながら、凍結の解除もあり得るし、事業の中止もあり得るというふうなことだと思います。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。22 番、三重野精二君。

議員（ 22 番 三重野精二君 ） 22 番、三重野です。

関連をして質問をいたしますが、この種の問題につきましては、庄内町議会の中で、随分と問題にしてきたことであります。

今、場合によっては中止をするというようなことでありますが、昨年まで、この件について、投資をしながら、なぜこういう状況になるのかという質問を、総務委員会の中で、随分、重ねてまいりました。

しかし、これについては、今、言うように、凍結という言葉は聞かれたものの、中止をするというような言葉は、一切、今日までなかったわけであります。

そのもし、中止になったときには、何年がかりもこの問題について、責任を我々は追求してきたつもりであります。市になろうとも、これは継続して、この問題ちゅうのは、続いておるわけであります。

しからば、もし、やめたときには、ほいじゃこのたしか399万円だったと思うんですが、これはだれが責任をとるんですか。

行政としては、ただもう計画だけしたと。できんのはしょうがあるかと。そんなものは我々、知ったことじゃないと。ときがそういうふうにしたんだから仕方がないで、済ませる問題では、私はないと思うんです。

当初から、かかるときから、ここには問題があると。だからこうこうだと、中止をすべきだという形を、何年来、言い続けてきたにもかかわらず、このことについては、あくまでもやるという一つの決断を下しながら、今になったら、もし何のときにはやめることもあると。そのときの責任を、ほいじゃだれがとるんですか。

これはやっぱり、市民に対して、その一言はですよ、皆さんにそれだけの負担をさせたということになりますんで、中止をしましたと。しかもそれが、何年先に、また庄内町の総合計画の中で、やるなんかというようなことがですよ、設計でも、ほんならその何年後かわからんのが、その時代に即応したような設計であり、そういうことが通用するのか。

そこらも含めて、その処置は、どういうふうに、だれがどういうふうな責任をとるのか。しかとお答えをいただきたい。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 7番議員から、中止もあるかということでございましたので、中止の話は今、先行したところでございますけど、市としては、凍結という形でございますので、中止もあるけど、実施もあるというふうなことでございますのが、1点の御理解を賜りたい。

もう1点の今後の責任体制につきましてでございますけど、これは私が答弁するべきではなからうかと思っておりますので、また委員会等で、御審議いただければというふうに思っております。

議員（22番 三重野精二君） はい、了解。

総合政策課長（野上 安一君） ですから、その辺誤解のないように、中止もある凍結ということとでございますので、今後の状況、時代の流れを見ながら、実施することもあり得るということもお含みで、御理解賜りたいと思います。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。

議員（ 8 番 西郡 均君） 今の企画費の財源内訳が、今回の凍結によって、一般財源 5,554万6,000円減額というふうになってますけど、一般財源にはそんなのないんです。組んでたのが、800万円そこそこしかないんで、これ間違っているんで、早目に訂正方をお願いします。

それでは、9ページ、開いてください。

地方債の補正、第4表なんですけども、補正前と補正後という書き方をしてます。補正前は、やっぱり当初の予算と一緒に書かれた 当時は何表かわからんけども その表をきちっと、間違いなく写すふうにしないと、これは即、補正後、違った書き方をして、そして堂々としてるふうのは、私は理解できないです。

単位が違うし、記載の方法が違うし、償還の方法も書き出しが、これ、文書ですか、1字下がりと。

合計欄ですけど、これ挟間方式を取ったみたいですけど、こういう合計の書き方です、一般的なんですか。

金額と記載の目的だけ合計して、あとはそのままという書き方です。これ、納得いかんちゅうことで、挟間の今、建設部長が何かしよる人と、いろいろ言うたんですけども、いやこのやり方がいいんだちゅうて、ねばって、私もねばり負けしたんですけども。一般的にはこういう書き方見らるので、やっぱりよく検討してほしいというふうに思います。それお願いします。

12ページ、開いてください。

12ページは、総括表の歳入歳出に続いて、2番目の歳入が来るんですけども、当然、これは、総括表の上に載ってる一般会計歳入歳出予算事項別明細書の一部ですから、わざわざ12ページの上に歳入歳出補正予算事項別明細書なんちゅう文言は要らるので、これすべての予算書にわたって、こういうように書かれてるんですけど、どこの方式かわかりませんが、こういう、また見出しをつけても、前の見出しと違うような見出しを勝手につけてもらっては、これは困るんで、要らんものは、やっぱりきちっと消すようお願いしたいと思います。

中身でお尋ねしたいのは、14ページの使用料手数料の関係です。

し尿処理施設あるいはまたし尿処理で、増減が上、下あります。具体的にどういうことなのか、それまず第一に、お伺いしたいというふうに思います。

26ページを開いてください。

総務管理費で、訴訟弁護というので、104万円上がってます。前回、20万円については、調査させてほしいという願いを受けました。しかし、調査結果等について、何も報告がなくて、いきなりここに訴訟弁護と、いわゆる上がってるんですけども、これについて、2件ほど引き継いでいるということだったんですけども、前回の予算との関係は全くないのか。そして、前回のその調査結果は一体、どういうようになってるのかということも含めて、皆さんにわかりやすく訴訟の関係を教えてほしいと思います。

聞きますところによりますと、市長個人に、損害請求されたんならわかりますけども、市長にされたんでは、またまたそれを税金で払うちゅうことなんですね。

そういうことは、ちょっと困るんで、補助参加人で、なってるならともかく、市長そのものが被告か、市長首藤奉文が被告なのか。その辺もお伺いしたいと思います。

45ページ、開いてください。

学校建設費の一般財源も、先ほど言ったように、金額が、もともとが1,441万9,000円もないように、私は見たんですけども……、教えてほしいのは、52ページの農業用施設災害復旧費の中で、それぞれ分担金・負担金あるいはまた国・県支出金等の金額が、前の歳入のところと若干、金額が違うので、プラス・マイナスしてる分があったら、その分について、御説明をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 企画費の予算の件でございますが、歳出、27ページの歳出で、減額の5,300万円を計上してるところですが、これの一般財源云々と御質問もございましたが、この歳入の、同じくページでいいますと、21ページの財産収入の中で、土地売り払い収入ということで、5,058万1,000円の、これは分譲宅地を売った場合の歳入を見込んでるところです。

この差し引き分が一般単費ということで、御理解賜りたいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

環境課長（麻生 哲雄君） 環境課の麻生でございます。

歳入の14ページのし尿処理施設の収入の御質問、いただきましたが、減額の431万4,000円になっております。

これは、日出生台の駐屯地に演習に来る隊員の方の、し尿処理の歳入の減でございます。

その一番最後に、今度は、逆に増で、264万6,000円と上がっておりますが、これが駐屯地の分でございます。

それで後、一応、日出生台の演習場につきましては、今、由布市の条例、湯布院町からの条例を引き継いでおりますが、演習場に来る方は、施設使用料として308円、いただいております。

ただこれが、業者委託をしてますので、運ぶ料金が、18リットル当たり142円ということで、142円は、業者が取りにきますので、払いますが、この差額の166円というのは、市のもうけといえますか、差額で入ってきます。

一番下の駐屯地等の分につきましては、隊内の住民票が、由布市にある隊員の方々ですので、これは、142円の これは条例を見ていただければわかるんですが 料金を取っております。

今回、10月1日にしましたときに、手数料条例で、もうこの2つが1つの条例になりましたので、施設の手数料というのは、なくなりました。

その右の69万7,000円というのだけが入ってますので、この分だけを残しまして、トータルで見ていただいたときに、通年の12月後の予算から見ますと、431万4,000円が減額になると。ただし、トータル移したときに、一番最後の264万6,000円はふえるということで、これから見ると200万円弱ですか、通したときには、減になるかと思えます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

湯布院地域振興課長（秋吉 洋一君） 湯布院の地域振興課長、秋吉でございます。

今日は、ページ26ページの件なんですございますけども、今日は担当しとりました佐藤局長が、所用があつて、今日、この場に出席できておりません。そこで私が知り得る範囲内でお答え申し上げたいと思います。

訴訟弁護の84万円に関してでございますけども、この金額につきましては、弁護の着手金ということで、御理解いただきたいと思えます。

この着手金の算定根拠につきましては、経済的利益、町がこうむった被害額というふうに置きかえればいいのかと思えますけども、この経済的利益の額によって、それぞれパーセンテージが定められているようでございます。

そのような中で、今回の、旧湯布院町の防災無線事業の談合疑惑につきましては、現段階で、経済的利益の算定が不能であるということでございます。

したがって、担当弁護士の1時間当たりの単価、これを求めます。

ちなみに、1人、3万1,500円と、それに2人の弁護人をお願いしておりますので、掛け2名、それからおおむね約14時間の時間数が必要であろうということで、それぞれその計算式に基づいて、算定したのが84万円でございます。

あと1点、その被告人は、だれなのかという御質疑がありましたが、そういう談合疑惑があつ

て、町が損失をこうむったんで、町の方で、その当時、工事を受注した業者に、損失補償、それを請求せよと。プラスです。延滞金も上乘せして、お金を、町がこうむった被害額を、請求なさいというような裁判訴訟でございますんで、そういうことで御理解賜りたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 農政課長です。

今、災害復旧の関係でございますが、数字を歳入と歳出と見比べておるんですけど、ちょっと今、考えつきませんので、後、調べて報告いたします。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 企画費は、いわゆる財産収入のその他の特定財源として、計上しとった分なんですよ。

だからそこを減額するちゅうのはわかるけども、一般財源を減額しとるんで、話が通らないんじゃないかというのが、私の質問です。

だからそれでいいんだちゅうような答え方、しとったんで、どうなんですか。その最初の予算と全然、それではあわんのですけど。ないところから加入をして、あるところはそのままとくですか。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 済みません、調査、ちょっとさせていただきます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 町が請求するということだって、訴訟費用だということは、わかってるんですけど、20万円がそのための調査ということだったんですか。前回、出された分。その20万円、今回の着金というのは、わかりますけれども、その20万円の使われ方というのは、一体、どういうふうにしたのか教えていただきたいと思います。

湯布院地域振興課長（秋吉 洋一君） 湯布院の地域振興課の秋吉と申します。

前回の20万円について、ちょっと、大変申しわけないんですが、今、記憶にございませんので、また、後で調べて、西郡議員さんには、御報告申し上げます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。どうぞ。

総合政策課長（野上 安一君） 後で調べて、議員に御報告申し上げます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

これで質疑終わります。

日程第56．議案第55号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第56、議案第55号平成17年度由布市国民健康保険特別

会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。
議員（8番 西郡 均君） 運営委員会では、概略表しか出らるので、予算書でこういう形見るのは、初めてで、幾つか疑問に思うところを言いたいと思います。

かがみは前言ったことと同じことです。やっぱり、一般会計では整合表が出たんですから、ほかの特別会計も、きちっと直すか、それなりの対応をしてほしいというふうに思います。

そこでお伺いいたします。

今回、財政調整交付金の大幅な減額、そしてまた、その理由について、これはちょっと尋常じゃないんです。1億円などというのが。普通なら、先ほどの説明の中でも、医療費が高騰してますんでという説明ですから、当然、それに見合う調整交付金、普通調整交付金が、その大半をやっぱり出すわけですから、増額されなきゃいかんのに、ここにきて、減額というのはわかりません。その説明をお願いしたいと思います。

そして、その下の一般会計からの繰入金なんですけども、これで、基盤安定繰入金は、これはもう既に、額の決まってるのだから、これでいいんですけども、もう一つある財政安定支援事業費です。これについて、挾間町のみだけしか入れてないということで、1,650万円ですか、入れてないということで、残余の金額が、3,700万円、ピンはねしとるんです。

だからそれはちょっとおかしいんじゃないかと。来年度は、9割ほど入れるということで、4,000万円きっちり組んでみたいんですけども、ちょっと、今年度の補正でそこまで、行きつかなかったところがちょっと、私には納得いかないんで、財政支援事業費、湯布院と庄内分は全く入れてないにもかかわらず、今回、補正でも手当してないということについて、一体、どういうふうに考えておるのか、お答えいただきたいと思います。

その次のページ、7ページに、財産の第三者行為救償事務で、トータル22万5,000円ということで、挾間の場合は、これは国庫連合会かどっかかな、委託をして5%を支払うということで、逆算すると、450万円の請求事務費になるんですけども、歳入で、その半分ちょっとしか、入ってないんですけども、それ、残りの金額100何十万円というのは一体どういうふうになっているのか教えていただきたいと思います。

それだけです。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課長の佐藤です。

先ほどの御指摘の財政調整基金の分でございます。

これにつきましては、1ページですか。これ県補助金、これは、当初、17年度においては、国の負担額が36%、国の財政調整交付金が9%ということであってます。

当初は、下の分が、国庫負担金の分が、40%というようなことになってましたが、5%分を、

県の財政調整基金に振りかえるという指導がございました、当初です。

そのために、ここに県の補助金ところに、1億6,545万5,000円ということで、差し引きしますと、各旧3町の1,000円の差だけを設けておるような次第ですけれども、またこのたび、県からの指導がありまして、この分を国庫補助金に一応、戻してくれという指導がございました。

そういう関係と、決算の見込みの確定によりますところの増減で、このような数字になっております。

それから、繰入金の話ですが、これも二度か三度目になると思いますけれども、17年度の財政安定、収入です、につきましては、挾間町だけが入れてるということですが、当初、合併の当時に、湯布院、庄内におきましては、これを入れなくても、基金があったというような状況で、3町合併の話の中で、入れないというようなことも聞いておりますが、そういうようなことで、今回も入れておりません。

したがって、18年度は、先ほど議員御指摘のとおり、ちょっと多かったかなと思うぐらいに、充当しております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかに。

保険課長（佐藤 純史君） 第三者のことにつきまして、ちょっと詳しい資料持っておりませんので、また後日、提出したいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

日程第57・議案第56号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第57、議案第56号平成17年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 4ページを開いてください。

歳出の財源内訳が、ここに出てるんですけども、国・県支出金ちゅうのは、国・県支出金だけかと思ったんですけども、国・県支出金だけだったら、前のページ、見てもらえばわかるように、幾らですか……、あ、おれの計算違いだ。ごめん。

議長（後藤 憲次君） ほかに。

議員（8番 西郡 均君） 補正額を見てほしいんですけども、補正額で、国・県のマイナスが、2,095万5,000円ですよね。ところが、補正、これ補正予算って書いちゃうけん、わ

し、びっくりしたんやけど、補正額の財源内訳を見ると、4,066万2,000円になってます。

だから国・県の財源以外に何を含んでいるのか教えていただきたいと思います。

またそういうやり方が、一般的なのかどうかちゅうのも、私、ちょっと疑問なんですけども、私のところ、言わせてもらえば、挟間の場合は、これまで、それ以外のところは、その他の財源のところ、扱ってたと思うんですけども。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課の佐藤です。

先生、もうちょっと、どこのところか、ちょっとお示ししていただきたいと思うんですが。

議員（8番 西郡 均君） 4ページ。4ページに、歳出の補正額の財源内訳ちゅうのがあるでしょう。その中で、国・県支出金というのがあるですね。国・県支出金の補正額を、3ページで見ると、トータルしたら2,095万5,000円なんですよ。ところがここは、4,066万2,000円になってるんです。

国、県の支出金に何か、ほかの特定財源充ててるのだろうというふうに思うんですけども、そういうやり方を、私、初めて見るんで、ちょっと理解できんんですけども、どういうことか教えていただきたいんですが。

保険課長（佐藤 純史君） 済みません。これ支払い基金の分だと思いますけれども、ちょっとこれも確認して、御報告申し上げます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。これで質疑を終わります。

日程第58・議案第57号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第58、議案第57号平成17年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 3ページですか。ページを打ってないから、勝手につけたページですけども、第2表地方債補正というのがあります。これも先ほどと同じ理由なんです。補正前の表記はやっぱりきちっと補正前、予算書に書かれたとおりのことをやっぱり書いて、補正後で、書き直してほしい。

この表に、2表だけが括弧がついてるんです。見出しに。何でここでしとるのか、ようわからんですけども、かがみの部分に括弧がついてるから、ここにも括弧をつけんと悪いというふうな考えでつけたんかと思えますけども、そういう要らんことをせんように。

県の補助金について、お伺いします。

5ページです。

本来、これを入れるべきだったんですけども、入れてなかったということで、番号が、款の番号が、若い順に、1、2、3、4、5といかないじゃないかということを書いたんですけども、湯布院方式というのは、どういうわけか知らん、途中の番号が抜けたり、1、2がなかったり、よくこういうこと、皆さん、しとったなと思うんですけども、例え、これ入れたにしても、残高1,000円なんです。

何を想定して、わざわざ補正予算で、1,000円を入れるようになったのか。その辺がわからないんで、教えていただきたいというふうに思います。

議長（後藤 憲次君） 水道課長。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。

3ページ目は、今後、括弧、表記の仕方等、気をつけます。

5ページの県の補助金でございますが、当時ちゅうんか、当初はまだついておりませんでした。2月になりまして、県の補助金がまだつくということで、今、まだ額が確定しておりませんので、1,000円の頭出しだけを、今回はやっております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 補助金じゃなくて、交付金という形になっているんじゃないかというふうに思うんですけど、その辺はどうなんですか。補助金でいいんですかね。

議長（後藤 憲次君） 水道課長。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。

今は、補助金ということで取り扱っております。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 最後のページ、7ページで、これは私の勘違いかしれんけども、簡易水道事業費には一般財源が179万2,000円あって減額してるんですか。もとの中にはなかったんじゃないですか。

議長（後藤 憲次君） 水道課長。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。

由布市の本予算ではありませんが、このところは、調査をさせていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

日程第59・議案第58号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第59、議案第58号平成17年度由布市水道事業会計補正

予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 最後の6ページ、予算を、合併時につくる場合に、計上誤謬により「ごびょう」か「ごびゅう」か、知らんより減額ということで、説明もそういうようにあったんですけど、そのいきさつちゅうんですが、そのよくわからんですけど、一言で、そげ言ってしまうえば、はいそうですかち、言ってよさそうなもんじゃけど、どういうことだったのか。もう少し詳しく教えていただけんですか。

それと、先ほど、議論になりました補正予算の件は、ここから発生してるんです。

挟間のときに、補正予定額というのを書くのを、これ、悪いという論争、かなりやったんですけども、当時の、今の財政課長さんが、いや、これでいいんだということで、補正予定額というのを、ここに入れたんで、1ページなんですけども、これが頭の中にしきりと残ってたもんですから、先ほどの一般会計の補正予算でも、すぐ、そのことが伺えたんですけど、改めてお尋ねします。

この補正を、1ページの補正予定額ちゅうのは、これの表記でいいんでしょうか。

財政課長（米野 啓治君） 8番議員にお答えいたします。

補正予定額というのは、誤りではないと思っております。

決算書の様式とか、地方自治法施行規則等を見ますと、予算、決算は相対するものであり、その中には、やはり、補正予定額というのはうたわれております。

一番いいのが、旧挟間の補正前の額、補正額、継投するのが、8番議員さんは、一番喜ばれる様式ではなかるうかと思うんですが、あえて、これを変えるとか変えなけりゃいけないということでもないとは私は思っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。水道課長。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。

6ページ、28の請負工事費の差でございますが、これにつきましては、継続事業、16年度から挟間地区が、継続事業しております。

その関連で、継続費ですか。それが、9月の決算時におきまして、入れるべきではないけれど、その6,800万円なりが、ここに含まれている格好になっておりますので、それと、入札減、挟間町のときですが、その分が残っておりますので、このような大きな金額が、残ってきた次第でございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は15分から再開します。

午後3時10分休憩

午後3時20分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

日程第60・議案第59号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第60、議案第59号平成18年度由布市一般会計予算についてを議題として質疑を行います。

まず、歳入について、質疑を行います。質疑の通告がありますので、通告順に、順次、発言を許します。まず、17番、利光直人君。

議員（17番 利光 直人君） それでは、17番の利光でございます。

15ページの市民税の分ですが、個人分の第1項の1目の2節でございます。

滞納の繰越分が、500万円と出てるんですが、これ、合併で、ちょっと私も内容がわからなくて、この500万円の挟間の分だけでなく、一応、3町の、滞納の金額がわかれば、教えていただきたいと思います。

それから、その滞納の分につきまして、今後、どういう対応しながら、解消していくんか。これも含めて、お答えをお願いしたいと思います。

それから、そのすぐ下の固定資産税の分の税金も、右に同じで、1,300万円の滞納が繰り越されております。

これも、内容については、質疑は同じでございます。

それから次に、20ページにいきまして、また内容は同じですけども、20ページの使用料の分の、14款の使用料の5目の3節ですか、住宅使用料の分、この分の家賃収入が、現年度分で、8,464万4,000円、入ってますが、その下の同じ家賃収入の繰り越しが、664万4,000円ございます。

これについても先ほどの税金の分と同じで、3町それぞれ別々にどれだけあるのか。また今後、どういう取立てち、いいですか、方法で回収していくんか。その辺も含めて、お願いをしたいと思います。

次に、先ほど、二宮議員から、補正予算の中で、質疑がありましたけども、23ページの小型合併浄化槽の補助金が、国の分が1,844万3,000円、県の方が1,334万1,000円とあるんですが、これが、71ページの、先ほど二宮議員が言われた5,532万9,000円と、こう関連をするんですが、これ、専従についてだけの補助金だと思うんですが、5人槽から

10人槽の中で、まだ3月の時点ですから、配分がわかってるのか、わかってないのか。わかるとれば、それぞれ3町で5人槽が幾ら、7人槽が幾ら、10人槽が幾ら、幾つずつ、町に与えられるのか。その配分が、もしわかれば、お聞きをしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 利光議員、引き続き質問を許しますので、答弁をもらっては、やった方がいいんじゃないんですか。

議員（17番 利光 直人君） それでいいですかね、はい。それでは、ひとつお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

収納課長（田中 萬藏君） 滞納の件でございますので、収納課の方から、お答えいたします。

市民税の個人分でございますけども、旧湯布院町が4,090万1,942円、旧庄内町684万8,761円、旧挾間町2,981万1,166円、合計8,205万3,753円、それから固定資産税でございますけども、旧湯布院町1億7,043万8,537円、旧庄内町ですが、1,328万8,800円、それから旧挾間町ですが5,486万8,705円、計で2億3,854万6,042円でございます。

それから、これからどうゆうふうに、この滞納を整理していくかということでございますけども、今年度、わずかな予算でございますけども、徴収実務研修の予算を計上させていただきました。

技術的なものを直接学び、悪質滞納者につきましては、給料の差し押さえ、不動産の差し押さえ、一連の業務を適格に行えるように、職員の向上を図りたいというふうに考えております。

その上で、嘱託徴収員をふやすとか、いろんな手立てをして、解決をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議員（17番 利光 直人君） その講習ちゅうのは、年に1回ですか。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

収納課長（田中 萬藏君） お答えします。

実務研修ですので、差し押さえの場合、直接、自宅に伺った段階で、お客さんの、もう答弁を受けないで、今日は差し押さえに来ましたと、そして、こういう形でしますから、同意してくださいというふうな、そういう実務の研修を、市単でやりたいというふうに考えております。

議員（17番 利光 直人君） はい、わかりました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

議長（後藤 憲次君） 答弁がまだあるから、答弁を先。建設課長。

建設課長（生野 利雄君） 17番、利光議員の質問にお答えします。

歳入の20ページでございます。土木の使用料、住宅使用料の中の家賃収入の繰越分ということでございます。

666万4,000円ということでございます。その内訳については、由布市で128戸でございます。

内容につきましては、旧湯布院町が1463、挾間町が2246、庄内町が2955、計666万4,000円でございます。

人数的には、湯布院町が23名、挾間町が54名、庄内町が51名です。計128名でございます。

今後の対策ということでございますけども、私方、建設課で、今、徴収事務をやっているんですが、職員が13名中、金銭の取り扱い者が5名しか、発令もっておりません。取り扱いをするのが。

しかし、13名で、職員が努力をして、徴収するんですが、あくまでもこれ、時間外の徴収事務じゃないと、今の現状からした場合、現状のときに徴収するというのは、大変難しいというて、時間外に、徴収をしてみたいと考えております。

どうぞよろしく申し上げます。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

環境課長（麻生 哲雄君） 環境課の麻生でございます。利光議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

23ページの小型合併処理浄化槽の補助金ということですが、まず、これにつきましては、先ほど言いましたように、昨年度が146基の実績だと、17年度がです。ということで、一応、今度の予算措置をしておりますのは、151基を見込みでしております。

その中に、5人槽が120基、6から7人槽が30基、8から10人槽が1基の151基でございます。

あと先ほど、国と県の補助金のところも言われましたが、通常は、国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1ということですが、過去からのあれで、例えば湯布院の都市計画区域内とか、挾間の都市計画区域内につきましては、県費補助金の3分の1がもらえません。

という特殊事情がございますので、23ページの衛生費補助金は、国の分は18443と上がっておりますが、10ページの県の補助金は13341と、数字的には、一般財源を県がつかない分、上乘せになってる部分を、これも見込みですけど、見込んで計上しております。

それから先ほども言いましたように、今度の3月の市報で、合併処理浄化槽補助金交付の仮申請ということで、市報に載せまして、3月15日から4月28日までということで、湯布院の本課と挾間、庄内の市民サービス課の窓口で仮申請を受け付けるように、今度、市報回すようにしておりますので、そういうふうな内容になってございます。

以上でございます。

福祉対策課長（立川 照夫君） 50ページの一番下の行段ですが、緊急通報体制運営業務についてでございます。

この経費につきましては、高齢者が、安心して日々の暮らしができるようということで、今、現在、挾間町で107台……。（発言する者あり）

議長（後藤 憲次君） 答弁……、じゃ利光直人君。

議員（17番 利光 直人君） 先ほども御回答いただきましたが、私、滞納関係ばっかし言うて、申しわけないんですが、金額の、特に、税金関係の金額の多いのにびっくりしました。

先ほど、職員の質の向上を図る意味で、これからそういう実務研修行われるということなんです、大変な御苦勞と思いますが、ぜひ人をかけにやしょうがないと思うんです、こういうことは。

それで、専任を置くかなんかも考えられて、今後、回収を行っていただきたいと思います。

建設課の方におかれても、同じ、よろしくお願いをしたいと思います。

それから浄化槽が、今、8人槽から10人槽は、1つだけですかね、予定は。先ほど言われたの。5人槽が120、6人、7人が30で、8人から10人が1つだけですかね。これ1つでいいんですか。1年間で。

結構、大きな住宅もあると思うんですが。まあこれ大体の予定でしょうけども。

環境課長（麻生 哲雄君） 先ほど言いましたように、17年度の見込みのときの146基、まあ実績上がってるんですが、このうちが1ということで、一応、実績を見て、146でしたんですけど、中の槽で、少しの数字の入れかわりはありますけど、今年度は151ということで、今、予算をお願いしております。

以上です。

議員（17番 利光 直人君） はい、わかりました。

議長（後藤 憲次君） 利光直人君。

議員（17番 利光 直人君） 次、いいですかね。

議長（後藤 憲次君） はい、いいです。

議員（17番 利光 直人君） それでは、50ページの先ほどちょっと回答がもう先に出ましたが（発言する者あり）

議長（後藤 憲次君） 歳入のみ。

議員（17番 利光 直人君） ああ、そうか。済みません。それじゃ、以上で終わります。ありがとうございました。

議長（後藤 憲次君） 次に、16番、田中真理子さん。どうぞ。

議員（16番 田中真理子君） 16番、田中真理子です。よろしくお願いします。

今、一つ、利光議員と重なるところがありましたので、それ以外で聞きたいと思います。

16ページの1款7項ですが、入湯税について、お聞きいたします。

これは対象は、もちろん、全市だと思えます。今、挾間町、それから庄内町にも、お風呂、温泉あると思うんですけど、入湯税には決まりがあるので、すべての人が入湯税というわけではないんですけど、そういった意味で、全市が対象かどうか。

それから例えば、庄内と挾間に関しては、その対象件数があるのかどうか。そして、またその対象者に、この入湯税についての説明が、いってると思うんですけど、入湯税はどのようなものかとかいう、そういった説明をなされているかどうかお聞きしたいと思います。

それから18ページ9款の1項です。

これについては、これは文言について、説明をお願いいたします。

それから20ページの14款1項5目の2節、道路占用料、占用料っていうんですかね、道路使用料のところ、これも説明。占用、料でいいんでしょう。これについても説明をお願いします。

それと23ページです。

23ページの15款の2項の5目の道路改良事業補助金の中の、その下の防衛民生安定事業補助金と防衛障害防止事業補助金です。この説明をお願いします。

以上です。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。税務課長。

税務課長（野中 正則君） 税務課長でございます。

16番議員にお答えいたします。

16ページの1款7項の入湯税の件でございますが、18年度につきましては、由布市全域で、予算を計上いたしておる次第でございます。

ちなみに、挾間地域、旧挾間町につきましては、7件、温泉施設がございまして、対象は6件です。400円以上が対象ですから6件です。

庄内町が、3件ございまして、対象は1件です。

湯布院町が194件ございまして。

挾間、庄内につきましては、1月に、各温泉地の経営者の方に、文書出しまして、後日、私どもの方から、御説明に伺いますということで、現在、挾間町の場合、6件中1件は、もう既に、届け出がきております。納税義務者になりますと。3件は、来て下さいということで、職員が2人で伺って、懇切丁寧に説明をいたして、理解を求めています。

残りまだ1件が連絡ございません。残り1件は、納税義務者にもうなりますよということで、来てますので、挾間地域の場合、6件中5件は御理解をいただいたと、あと残り1件が、まだ連絡がございませんので、申告事務が終わり次第に、連絡をとって、伺おうという予定でございます。

す。

それから庄内町については、こちらの方から、近いですから、すぐにも伺う予定にしております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 16番議員さんにお答えいたします。

18ページの9款1項の国有提供施設等所在市町村助成金交付金のことを、説明してくれということでございますので、これにつきましては、国有提供施設等所在市町村助成金ということで、これは、別名、基地交付金とっております。

日米安保条約に基づき、国が提供している米軍基地及び自衛隊の基地に、所在する施設のうち、国有提供施設等所在市町村助成金に関する法律に規定する飛行場、演習場並びに同法に基づく制令で定める弾薬庫、燃料庫の用に供する固定資産が、所在する市町村に、国が予算の範囲内で、交付するというものでございます。

これにつきましては、見通しがつかず、前年度予算と同額を計上いたしております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（生野 利雄君） 16番、田中議員の質問にお答えをします。

20ページの土木使用料の中の2節の道路使用料165万円、道路占用料金でございます。これにつきましては、市道敷にNTT、西日本電信電話公社株式会社から入る料金でございます。

市道の電柱については、市道、今、870本、その電柱にしてる支線が、181本の料金でございます。

以上です。

続きまして、23ページの土木費国庫補助金の中の道路改良事業費補助金2億27万3,000円ということでございます。

この中の道路改良事業費について、2,750万円については、挾間町の向原別府線、北方工区の道路改良費でございます。補助率が55%。

次の下の防衛民生安定事業補助金、これは湯布院町の若杉線外1線という市道名でございます。9,720万8,000円。これは、今年度は、土地購入費でございます。補助率が75%。

次の防衛障害防止事業補助金でございます。7,556万5,000円、これは日出生台塚原線の改良工事でございます。

主に、この工事については、橋梁が主な工事でございます。補助率は、これは100%でございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） いいですか。田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） 済みません。ありがとうございました。わかりました。

議長（後藤 憲次君） 次に、9番、淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 9番、淵野です。

まず初めに、21ページの15款国庫支出金の中の1目民生費国庫負担金の中に、厚生医療給付費が378万円ありますが、この根拠といいますか、その計上の目安を教えてくださいと思います。

次に、25ページというふうに書いたんですけど、その前にちょっと24ページ、通告してないんですが、お聞きしておきたいと思います。

16款の県支出金の中で、2目の民生費県補助金がありますが、地域総合支援センター設置運営補助金400万円とあります。

午前中ですが、条例の、敬老年金の条例のところ、課長が説明いただいた中に、社協に委託するそういう支援、活動支援の補助金800万円というふうに言われましたが、この400万円とその800万円は、整合性があるのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

それと、次に、25ページの16款県支出金で、3目の衛生費県補助金の中に、精神障害者支援事業372万5,000円とありますが、この事業内容を教えてくださいと思います。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 福祉対策課長であります。

21ページの厚生医療給付のは、どういうことかということですが、前年度実績によって、計上してございます。

続きまして、24ページの地域総合支援センターの設置運営補助の400万円について、先ほど、私が、午前中に説明いたしました包括支援センターの絡みでどうなるのかということの御質問でございますが、地域総合支援センターにつきましては、合併をして、本舎が来ないところの地区が落ち込むと。そういうことで、その相談センターを整備して、その住民の方に、福祉のサービスを提供してくださいということで、2分の1補助、歳出では800万円組んでおりますが、そのうちの半分を県からの補助ということでございます。

以上でございます。

健康増進課長（大久保富隆君） 続きまして、健康増進課長でございます。

3目の衛生費補助金で、精神障害者支援事業で、372万5,000円の事業内容でございます。

これは、訪問ヘルプサービス、ショートステイ、グループホーム、この3事業が、216万

7,000円の4分の3補助で162万5,000円、それとさくら会補助金が420万円の2分の1で、210万円、合計で372万5,000円となっております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 課長にもう一度お伺いしたいんですが、大体、厚生医療費の給付金は、前年度の実績と今、お聞きしたんですけども、大体、1件当たりの金額で、およそ、どのくらいになるのでしょうか。

福祉対策課長（立川 照夫君） 医療費につきましては、病気の重たい、長いとか、そういうものによって、額が変わるかと思いますが、一応、お母さん方が305名分、子供さんが340名分の医療費を、実績によって、前年度の実績によって見込んで、今回、計上しております。

今回が、歳入の方では378万円見ておりますが、歳出で、1,020万円の歳出を組んでおるといってございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） もう一度お聞きしたいんですが、地域総合支援センターの運営補助金は、上限が、これは包括支援センターができることによって、周辺町のワンストップの窓口の事業ですよね。これは、上限が200万円じゃないんですかね。400万円ですか。

福祉対策課長（立川 照夫君） 今、そこが、県と折衝してるとこなんですが、本課の方は、高齢者対策の方は、400万円というんです。会計課の方は、200万円でないといけないということで、一応、経過を見て、経緯を見てるところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

議員（9番 淵野けさ子君） ありがとうございます。

議長（後藤 憲次君） いいですか。

次に、11番、二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 11番、二宮です。

24ページの県補助金の総務費補助金で、その中の電源立地対策交付金と、5,161万7,000円あるんですけども、過去、挾間町の場合は、水力発電施設周辺地域交付金というふうな形であったんですが、それと同じような交付金でしょうか。

それと、この交付金は一般財源化されるのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 同じような事業というふうに、御理解いただければ。事業の名称はちょっと変わりましたが、そういうことになっております。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） ちなみに、各地域といいますか、各旧町単位で、大体、幾らぐらの割合であるのか。まあ、16年のときに挟間の場合は、450万円ぐらいやったと思うんですけども、3町で、それぞれ幾らずつで、その1,100何万円になったのかどうか。そこを教えてくださいたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 挟間地域につきましては、450万円で、ちなみに事業名は、古野地区の地下式の防火水槽を予定しております。

庄内地区につきましては、711万7,000円で、市道長湯庄内湯平線の整備に充当したいと考えております。

湯布院地区については、今後、事業地区、あるいは事業の内容がまだ決定しておりませんので、450万円強の事業は予定されてるところです。

今回の予算に計上しとるのは、挟間地区の450万円、庄内地区の711万7,000円を予定しているところでございます。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） その1,100何万円というその計算式とか、何か、そういうのがあるんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 発電所の能力等に基づきまして、交付金でございますので、挟間地域につきましては450万円の限度額、湯布院地区もほぼ同じ450万円ということ、庄内地域については711万7,000円、これも金額については、交付金としてきております。

これに、幾らか市の単費を、一般財源を使いまして、事業を遂行しているという状況でございます。

議長（後藤 憲次君） いいですか。

次に、2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 2番、高橋です。

歳入の雑入の部分、ずらっと各課上がってるんですけど、ちょっとこの辺で、雑入、何を充てこんでるのか、30ページです。教えてください。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 財政課の米野です。高橋議員にお答えいたします。

雑入の明細なんですけど、まず、総務課から申し上げます。

63万8,000円を計上してると思います。提子井路の選挙費で、委託、執行経費を収入として、59万6,000円、それから、在外選挙といたしまして、外国にいる人が、選挙すると

きの手数料として、1,000円上げております。

それからコピー使用料を1,000円、それから雇用保険で4万円、で、計63万8,000円となります。

次に、総合政策課で、365万8,000円となっております。これはバス運賃で、阿蘇野大津留のあのバスの保護者から、毎月4,000円、市に コミュニティーバスです 市に支払いしていただく分でございます。

それから市民課の7万6,000円につきましては、広域交付収入といたしまして、それぞれ大分市、別府市、それぞれの住民票等の交付収入でございます。

それから雑入、人権で、1万3,000円上げております。これは雇用保険でございます。

それから庄内地域振興課ですか、6,000円、これが雇用保険でございます。

農政課につきましては、369万4,000円、計上しております。光熱水費と、トンネルの光熱水費といたしまして24万円、これは、庄内と直入のまたがってるトンネル、ちょっと名前忘れましたが、半分ずつ、直入と庄内が持っていたそうで、庄内が一括して、九電の方へ支払いますので、その半分は、直入から入ってくる24万円でございます。

次に、酵母使用料で18万円、それから、みどりの募金で16万円、九重飯田、これはバーネット牧場ですが、南部開発の子牛導入のときの償還金でございます、305万4,000円、それから雇用保険で4万5,000円で、計369万4,000円でございます。

次に、建設課で22万8,000円、計上しておりますが、雇用保険料と、地図の売却代でございます。

福祉対策課で、33万4,000円は、生活保護の償還金と、雇用保険料でございます。

それから小松寮につきましては、1,069万8,000円、計上しております。支援費ほか、支援料となっております、充当できない部分の支援費といいますが、支援費以外のサービス料ちゅうことですか、任意のサービス料の支援料でございます。

それから寿楽苑が、27万8,000円、雇用保険料です。

それから健康増進課で、7万4,000円、これも雇用保険でございます。

それから環境課で、18万5,000円、これも雇用保険でございます。

商工観光で、10万4,000円、これも雇用保険でございます。

学校教育課で、241万6,000円、これも雇用保険でございます、給食関係を含んでおります。

生涯学習で、78万9,000円、生涯学習事業の参加者負担金でございます。公民館で、25万9,000円、自動販売機と雇用保険料でございます。

体育振興で、1万9,000円、雇用保険料でございます。

農業委員会で、70万1,000円、年金事業収入でございます。

それから消防で、3万円、これも雇用保険料でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 以上で、通告による質疑は終わりましたが、ほかに質疑はありませんか。
吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 19番、吉村です。

18ページの地方交付税、本年度予算が、45億幾らということ計上してるんですけども、予算編成の中で、非常に厳しい予算編成をしなかった理由の中に、この地方交付税の落ち込みということが、言われておりましたが、前年、当初です。3町の交付税の合計額との比較はどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

それと、特例債です。これがどこに出て、今年度どのくらい使われるのか。それを説明してほしいと思います。

それから、県支出金の中に、国体整備事業補助金、26ページですが、3,500万円。これは、湯布院町で、ラグビー場、人工芝、2億5,000万円、これを支出で、計画しておるんですけども、これに対して、県の補助金が、当初の約束と違うんじゃないかと。私は、1億円はいただけるというふうに思ってたんですが、その辺のちょっと、差です。これを教えてほしいなと思っております。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 財政課の米野です。19番議員さんにお答えいたします。

まず地方交付税ですが、昨年旧3町より、2億4,700万円、約2億4,700万円ほど伸びております。

伸び率が5.8%となっております。しかしながらこの中には、市政になりまして、生活保護費の交付税で入ってくる分が、一応、2億円程度、入っておりますので、予算規模といたしましては、昨年とほぼ同額となっております。若干伸びております。

以上でございます。

それから、済みません、特例債だったですかね。特例債の充当でよろしいんでしょうか。（発言する者あり）今年度は、3億7,640万円でございます。総額で。それから……。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

体育振興課長（佐藤 省一君） 体育振興課、佐藤です。

26ページの国体施設整備事業補助金3,500万円につきましては、当初、ラグビー場建設につきましては、事業費の2分の1の補助で、上限が1億円までとなっておりますが、これは、市が、単独でやった場合の補助金でございます。今回、合併特例債充当率95%を使用して行

うために、交付税算入額を差し引きました2分の1、約3,500万円が県費補助金になります。
以上です。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 交付税の落ち込みはなかったというふうに理解いたしました。

それから特例債です。総額を大体150とか、160とか、いろいろささやかれておるんですけども、決定額です、これが幾らなのかと。そのうち今年度3億7,400万円を使用するというのですが、一応、総額を教えてください。

それからこのラグビー場の、県の当初の説明では、かかった費用のというふうに我々は理解してたんですけども、その費用をどこからか、例えば、特例債使うから、それはまた戻ってくるから、おまえのそこには、やらんぞというふうなことだと思んですけども、当初、かかった費用の2分の1、上限1億円ということでございましたから、その支出の方法は、こちらが非常に知恵を出して、そういう使い方をしたんであって、かかったものというふうに理解してたんですけども、その辺の県の方に、食い下がったちゅうか、説明したんでしょうか。その辺。

議長（後藤 憲次君） 体育振興課長。

体育振興課長（佐藤 省一君） 体育振興課、佐藤です。

私たちも、去年の4月に、体育振興課に来まして、ラグビー場の建設につきましては、議会出たんですが、私たちも1億円につきましては、補助金で、くれるものと思っておりました。

その上から、いろんな補助金申請に、県に行くにつれまして、一応、特例債、要するに、当初は、地域活性化債を使おうとしてたんですけど、合併特例債を使うということで、交付税の算入額については、もう差し引くというふうなことを言われまして、一応、こういう金額になっております。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 19番議員さんにお答えします。

特例債につきましては、合併後、10年以内に約150億円を借りられる予定でございます。

今年は、3億7,000万円となりましたが、これは事業費によって、打つ起債でございますので、事業費が多くなければ、また打たれないちゅうことで、今年は3億7,000万円にとどまった次第でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑、ありませんか。いいですか。西郡均君。 マイクを使ってください。

議員（8番 西郡 均君） 歳出の節の番号は、1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、みなそれぞれ科目は決まってるんですけども、歳入歳出の款項目、特に歳出の節までの款項目については、若い順に並ぶというのは、これは常識なんで、何で、こんな欠番がそこそこ出るよう

な款項目にするのか。それがなぜ是正できないのか。

その辺を改めて、再度教えていただきたいと思います。

それと、先ほど、老人のことを高齢者と言いかえるちゅうような言い方をしてみましたけども、老人は老人で、私は特に、何か悪いのかなというような気持ちもするんですが、私が、納得いかないのは、23ページの老人保健事業費補助金、衛生費の国庫補助金なんですけど、これは県の衛生費の補助金も、同じですけども、老人保健事業費と小型合併浄化槽と一緒に並べなきゃならなんちゅうのが、どうも私には理解できないですよ。

県では、その便所、糞たごをその何と一緒に並べてるんですかね。乳幼児医療費と精神障害者の間に並べてるんです。

どうしてこういうことをやるのかなと思うんですけど、挟間の場合は、保健衛生と環境衛生、分けて、そういうような節分けて、前回、そうしてほしいというお願いしたんですけども、一応、検討するちゅういうごとやったんやけど、何も検討せんで、またこのまま出しとるけんね。いや、これはもう一緒くたにせんと、悪いんじゃという理由をぜひ教えていただきたいと思います。

それと聞きなれない言葉に、27ページに出てくる民生費の県委託金がそれで、委託金と土木と民生費の中に、民生委員法事務委託金、国有財産法事務委託金という、「法」という言葉、この中に入ってるんですね。

これ聞きなれないんですけど、こういう法律があって、その事務ということなんでしょうか。今まで、こういうようなの、聞いたことないんですけども。

3つ目にお尋ねしたいのは、その下の、財産貸付収入で、使用料及び賃借料というのがあります。節では、使用料というのが、前段にずっと出てきますよね。使用料、どこですか。使用料、手数料ですか。使用料及び手数料というのが、出てくるんですけども、同じような名称が、こういうふうな使われ方がするのかなというふうな気がするんですけども。

あくまでも、目、節は、要するに貸付収入ですから、貸付収入になるんじゃないかなというふうに思うんですけども、これで、いいんですかね。

同じような名称が、ほかのところでずっと使われてくるところがあるから、別にこれでかまわないのかどうか。

その3つについて、お尋ねしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 8番議員にお答えいたします。

まず、順番にいったないちゅうのからいきますか。

議員（8番 西郡 均君） どっからでも。

財政課長（米野 啓治君） これは、コンピューターちゅいますか、パッケージがこうなってお

りまして、例えば、2目から始まったりすると、その前には、総務何とかかんとかというのがあると思うんですが、これを、一応、変えますと、一番最後に総務費の収入が入ってきたときに、下にきたり、そのときには、またすべて、つくり変えなければ、コンピューターの台を、打ち込みをまた変えなければならないという大変な作業があるので、こういうもうパッケージの目と節になっている状況でございます。

よく湯布院方式ち、言われるんですけど、中には、これでもいいという議員さんがおられますので、ひとつよろしく願いいたします。（発言する者あり）

続きまして、23ページでございますが、これにつきましては、前回、言われたことと思っております。

歳出に関しては、たしか変えたような気もしておりますが、歳入が、そこまで行き届かなかったと思っております。以後、気をつけます。

それから、27ページの民生委員法ですか。福祉児童法、これもちょっと、私、よくそこまでちょっと把握しておりませんので、後日、調べて、お答えいたします。

それから、使用料及び賃借料なんですが、これは、節で、これがあるのではないかと思っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかに。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 節で、番号と科目が指定されてるのは、歳出だけです。後はどんなに勝手につくっていいんですよ。

だから、勝手につくっていいちゅうので言えば、保健衛生補助金、環境衛生補助金というようになつくり方をしているですと同様に、使用料ちゅうのは、同じところで、上にも使用料がある、下にも使用料ちゅうのがあるちゅうのは、ちょっと私には理解できないんで、それはぜひ御検討いただいて、適切な表記に変えていただきたいと思えます。

後はいいです。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 先ほどの吉村議員のラグビー場のことについて、同じ内容をちょっと、歳出の方で聞こうと思ってたんですが、今、歳入の方で、聞かれたので、関連してお聞きしたいと思います。

県の補助金が、特例債を使うのであれば、1億円は出さないと言われたということなんですけれども、そうすると結局、合併特例債を使えば、事業費の95%は、交付税措置がされてると。そのかわり、県の補助金というのは、1億円じゃなくて、3,500万円しかもらえないということと、その地域活性化債を使って、1億円、県から補助金をもらうことによる市の支出の部分

というのは、どちらが結局、市の負担としては、得といったらあれですけども、軽いのか。そこら辺の比較をされているのであれば、それちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それから担当の方は、そう県から言われたので、そういうふうに予算計上しましたというのは、わかるんですが、これはやはり、過去の経緯、やっぱりラグビー場、つくることについて、湯布院町時代に、そうとう、もめました。

その中で、県が1億円出すからということも含めて、納得をしてきたつもりではありましたが、ここで話が変わったのであれば、ここ、改めて、市長みずからでも、これ話が違うのではないかと。その特例債使うのであれば、1億円出さないぞというような話であったんだしたら、そこはもう一遍、強くかけ合う必要があるのではないかと思いますけれども、そういうこと、今後、言っていただけませんか。

体育振興課長（佐藤 省一君） ちょっと正式なあれじゃないんですけど、合併特例債95%、元利償還金70%を算入した場合と、地域活性化事業債、充当率75%、元利償還金30%を算入した場合、約、県の補助金が合併特例債につきましては、3,500万円、それから地域活性化債を使った場合は、約8,600万円になります。

議長（後藤 憲次君） どっちがお得か。財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 地域活性化債よりは、特例債の方が得だと思っております。得です。ちょっと私、地域活性化債の算入率を、今、ちょっと調べたんですけど、とにかく一番、優良債というのは、辺地債だと思っております。

それから過疎債と特例債は同じと。地域活性化債は、ちょっと充当率、覚えておりませんので、50ではなかったかと思っております。交付税の算入率がです。（発言する者あり）それにつきましては、私ども、話を聞いておりませんので、ちょっと。

議長（後藤 憲次君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 言われたように、もうちょっとちゃんと正確に計算し直して、検討し直していただけないでしょうか。

その県が、もし1億円補助出してくれるのであれば、2億5,000万円の事業のうち、1億5,000万円分で、地域活性化債何パーセントかということ。それから、特例債有利だと言われますけれども、市の単独負担金の部分もあります。それから今年度は、交付税の算定という意味では、丸々補助金としてもらえるものとは違うということも、慎重に検討していただきたいので、そこら辺、もうちょっと細かく数字を見て、ぜひそこをもう一遍再検討していただきたいと思います。

市長の方も、ぜひそれ見てください。お願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 答弁、いいですね。じゃほかにありますか。どうぞ、18番、小野二

三人君。

議員（１８番 小野二三人君） １８番、小野でございます。

通告では、起債のことを、るるお聞きしたいとおったんですけども、これにつきましては、取り下げたいと思います。

通告外で、大変、申しわけないんですけども、私の認識不足かもわかりませんが、教えていただきたいと思います。

合併前のことで、さかのぼって、大変恐縮でございますけども、県が示した財政支援措置というのがあったわけでございます。

その中で、合併支援額ということで、県が示した市町村建設計画に基づく事業に対して、３カ年で、３億９，０００万円というような試算がなされておっただろうと思います。

それとこの予算書の中に出てきております、ちょっと見ていただきたいんですけども、２２ページの１５、２、１、２節、いわゆる国庫補助金の中の節では、２節の総務費補助金の中の合併対策補助金２，０１８万３，０００円と、それから２４ページの１６、２、１、１の中のちょうど中段に、節の中段にありますけども、合併需用費補助金１億６，２４８万１，０００円、これがこれに関係するもの、関連するものかどうか。もし関連しないとすれば、この２つの補助金の性格を教えていただきたいとそういうように思います。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） １８番議員にお答えいたします。

これは、要するに、まず、総務費国庫補助金って書いてありますのは、これは国の補助金でございます。国からは、合併に伴い、３億９，０００万円、補助していただける補助金でございます。

２４ページに書いております県補助金、総務費県補助金の中の合併事業補助金につきましては、合併に伴う県からの交付金で、６億円の分でございます。

一応、１７年度で、合併に伴う交付金につきましては、３億７，８３３万１，０００円ほど使っております。

残りが、約２億２，０００万円ほどございました。そのうち１８年度で、県の交付金につきましては、１億６，２４８万１，０００円を使っているということでございます。

国の補助金３億９，０００万円につきましては、１８年度が初めてございまして、そのうちの２，０１８万３，０００円を予算化しておるということでございます。

議長（後藤 憲次君） いいですか。

財政課長（米野 啓治君） 以上でございます。

議員（１８番 小野二三人君） はい、わかりました。ありがとうございました。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

・ ・

議長（後藤 憲次君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。本日はこれにて散会します。

なお、明日 8 日も引き続き各議案の質疑を行います。お疲れさまでした。

午後 4 時 20 分散会